

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第3回）議事録

1 日 時：平成28年11月7日（月）14：30～17：38

2 場 所：総理大臣官邸小ホール

3 出席者：

・天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議メンバー

今井 敬	日本経済団体連合会名誉会長
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
清家 篤	慶應義塾長
御厨 貴	東京大学名誉教授
宮崎 緑	千葉商科大学国際教養学部長
山内 昌之	東京大学名誉教授

・政府側

杉田 和博	内閣官房副長官
古谷 一之	内閣官房副長官補
近藤 正春	内閣法制次長
西村 泰彦	宮内庁次長
山崎 重孝	内閣総務官
平川 薫	内閣審議官

4. 議事録

（1）開会

○ただいまから、第3回「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を開催いたします。

本日は、資料1「有識者ヒアリングの開催について」に沿いまして、第1回目の有識者ヒアリングを実施いたします。

（2）平川祐弘 東京大学名誉教授

まず、東京大学名誉教授、平川祐弘様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目について、20分程度御意見を陳述していただいた上で、10分程度の意見交換というものを行いたいと思っております。皆様、時間厳守に御協力を願いたいと思います。

それでは、平川様、よろしく願いいたします。

○このたびは重大案件につき、私の意見をお聞きくださいまして、ありがとうございます。

「天皇陛下ご苦労さま」という気持ちは国民多数と存じます。世間は天皇様のお年とお仕事に同情しましたが、では、その先、どうなるのか。そもそも退位はあり得るのか。法律的に許されるのか。詳しいことはよく突き詰めて考えていないのが実情ではないでしょうか。ですから、あの放送直後の大衆感情や世論の数字を天皇のご退位に直結してよいか。有識者会議関係の皆様が何とぞ先走りせず、問題点を整理、明確化し、公開されることをお願いいたします。

では、天皇の役割と役割の重要性のプライオリティーによって定まるべきお仕事の軽減について、比較文化史家として、世間が見落としがちな点に注意して私見を述べさせていただきます。

天皇は、日本の歴史上の存在、いいかえると、大日本帝国憲法や1946年憲法で定義される以前から連綿として続いてきました。日本人もその長い歴史の中で、天皇様のことを感じ考えてきました。しかし、このところ新聞では、憲法の文言によって専ら論ぜられ、法学部出身の皆様が前面に出ますが、それだけでよいのか。

御承知のように、歴史的に国王にはキングという「世俗」secularの役割とプリーストという「聖」sacredの役割とがあります。日本の天皇は伊勢神宮に祀られた神々を皇室の祖神と仰ぎ、神道の祭り事を行う大祭司であります。その文化的伝統の継承者として、陛下は国民とともに祈り、先祖の霊を祀り、お勤めをはたされてきました。天皇がいまよりも国政に関係したと思われる明治天皇ですが、キングとプリーストのお仕事のどちらを大切にされたか。およそ神事を先にし、他事を後にすると言われますが、日露戦争の翌、明治39年に、天皇にとり大切なことは何かを歌に詠まれました。「かみかぜの伊勢の宮居を拝みての後こそきかめ朝まつりごと」。

天皇家にとり「まつりごと」とは「祭事」が第一で、天皇は国民にとってまず神道の大祭司である。それだから「伊勢の宮居を拝みての後」に、「まつりごと」の第二である「政事」の面での仕事に国王として耳を傾けると申されました。そこが大切でありまして、万世一系の世襲の天皇は、神道の文化的伝統の中心的継承者であり、それゆえに権力はないが権威が保たれてきたのだと思います。この日本の制度は、権力と権威を一身に担わねばならぬアメリカの大統領制よりよほど健全と思います。政治とはとかく泥仕合になる。そのとき、大統領がスキャンダルの泥にまみれば、国家の品位も地に落ちます。日本では首相が失脚し権力の座から転落しても、天皇の品位と権威は変わりません。

では、その天皇の権威というか国民にとって天皇様の有り難さは何に由来するか。占領下につくられた憲法に万世一系の字がないからといって、昨今の法学者は解説せず、官僚

は言及せず、新聞もあまり報じませんが、天皇が日本の象徴であるのは、天皇家が日本国民の永生の象徴でもあるからで、一系の天子が代々続くことは、代々民族の命が続くことの象徴でもあるからと存じます。人は死んでもこの民族は続くと感じられるからこそ、有り難く尊い。また、それだからこそ皇統の維持が大切なのだと皆様お感じでいらっしゃると思います。

祖先と連綿とつながるといのは、天皇家も私どもも祖先の霊に祈るからであります。人は手を合わせるとき、家族始め生きている人の安寧、平和だけでなく、亡くなった父や母や祖先のことも思い浮かべます。皇室が国民統合の象徴であるとは、生きている日本人だけの統合ではなく、死んだ祖先を含んだ上での統合ではないでしょうか。また、天皇様、皇后様が戦場で死んだ人の霊を吊ってくださいと、有り難いのはそのゆえかと存じます。

伝統とは、生者と死者からなるデモクラシーで、それだからこそ私たちは心を込めて祈り、故人の声に耳を傾けるのではないのでしょうか。そうした次第ですから、天皇様は続くこと、ということは、そこにましまして祈ってくださることに最も大切な意味があると思います。

それで聴取項目①の日本国憲法における天皇の役割についてお答えしますと、御厨様は、陛下は国民統合の象徴としての責務を、憲法に規定される国事行為だけでなく、各地で国民や国民の思いに触れる「旅」と表現され、自ら開拓してきた自負心をのぞかせたとお書きでした。日本経済新聞、8月10日。その通りと存じます。陛下の御努力はまことに有り難いが、外へ出て能動的に活動せねばならぬとは特に今の陛下に強いお考えで、その陛下御自身で拡大された天皇の役割を次の皇位継承者にも引き継がせたいご意向に見受けられます。しかし、これは今の陛下の個人的解釈による象徴天皇の役割を次の天皇に課することになるのではないかと思います。

特に問題と感ずるのは、その御自分で拡大解釈した責務を果たせなくなるといけないから、御自分は元気うちに皇位を退き、次に引き継がせたいというお望みを「おことば」として発表されたことです。この個人的なお考えをビデオメッセージで述べられました。世間は感動し恐懼しましたが、異例の御発言と思います。

もし世間の御同情に乘じ、そのセンチメントに流されて、それを大御心として特例法で対応するようなことがあれば、憲法違反にかなり近いのではないのでしょうか。極めてよくない先例となり得るかと思えます。天皇の「おことば」だから、それでスピード感を持って超法規的に近い措置をとるようなことは、マスコミや世間には受けるかもしれませんが、日本の将来のために、また、皇室の将来のためにいかがかと思えます。

と申しますのも、最初に申しましたように、天皇家は続くことと祈るという聖なる役割に意味があるので、それ以上のいろいろな世俗のことを天皇の義務としての役割とお考えになられるのはいかがなものか。代々続く天皇には、優れた方もそうでない方も出られましょう。健康に問題のある方も皇位につかれることもありましょう。今の陛下が一生懸命なさってこられたことはまことに有り難く、かたじけなく思います。しかし、一部の学者

先生が説かれるような行動者としての天皇とか象徴天皇の能動性ということも大切かもしれませんが、私はその考え方にさかしらを感じます。その世俗、secularの面に偏った象徴天皇の役割の解釈にこだわれば、世襲制の天皇に能力主義的価値観を持ちこむことになりかねず、皇室制度の維持は将来困難になりましょう。

そこまでお勤めをせねばならぬとすれば、適応障害の方はどうするか。陛下が皇族の責務を過度に自覚されて一種の完璧主義を御自身の信条とされるのは有り難いことと存じます。しかし、その個人でお考えの完璧主義を守ることを絶対条件として、それを前提として、体力、知力の限界をお考えになり、その条件が守れない場合を想定して、その際は憲法にもない生前退位をしたいと示唆されたのはいかがなものかと思いました。

聴取項目④の摂政を設けることについてお答えしますと、退位せずとも高齢化の問題への対処は摂政でできるはずで、もしご高齢を天皇の責務免除の条件として認めるのであれば、それで問題はすむことかと存じます。皇室典範の摂政設置要件「天皇が精神、身体の重患、重大な事故により」の中に「高齢により国事行為ができない場合」を加えるか、あるいは解釈を拡大、緩和して摂政を置かれるのがよくはないか。

私が甚だ理解に苦しむのは、陛下が制度としての摂政に反対されたことで、一部報道では、裕仁陛下が皇太子殿下であられた大正10年、摂政となられた状況を昭和天皇も快くみておられず、今の天皇様は皇太子としてそのことを聞きしっておられたからという理由を漏れうかがいました。大正天皇とその周辺と摂政の宮とその周辺との関係が必ずしもよくなかった。昭和天皇からそのことを伺った今の天皇が危惧されておられるというのは仮に事実だったとします。しかし、だからといって陛下のそのような個人的なお気持ちを現行の法律より優先して良いことか。それに、そもそも今の陛下がさらにご高齢になられ、新たに特別立法その他で譲位を認め上皇となられる場合も、摂政の宮を置かれる場合と、はたしてその二つから生まれる結果に違いはあるのか。上皇とその周辺と新天皇とその周辺との関係が摂政設置の場合の人間関係より良く行くかといえはその保証はないと思います。これが聴取項目⑥の天皇高齢の退位についての私の強く否定的な見方でございます。

源氏物語を皆様、必ずしも綿密にお読みでない方が多いのではないかと思います。譲位しても、お仕事は減りますが、さほど自由になれるものではありません。元天皇であった方には、その権威と格式が伴います。そのために皇室が二派に割れるとか勢力争いが起きやすくなります。そうなると、配偶者の一族とかその方の実家、その人が属している省庁とか企業とかの政治介入や影響も無視できなくなります。企業でも社長が会長職に退いても次の社長と問題が生じる場合がままあるのと同じかと存じます。元天皇は一般市民になることはできません。それは、私は子供が三人おりますけれども、その父親をやめると言ってもやめることができないのと同じで、生涯の終わりに至るまで父親であり続けるのと変わりはありません。天皇様も天皇をやめると言われても、天皇様であられたということをやめることはできません。しかし、たとえ仕事ができなくなった年老いた親でも、子が親を思い、親が子を思う気持ちに変わりがないように、出歩くことの難しくなられた陛

下が在位のままゆったりとお暮らしいただき、お住まいの中で「とこしへに民やすかれと」とお祈りしていただく方が有り難いと思います。陛下と国民の相互の信頼と敬愛は変わらないと思います。もちろん、世の中には、いつも文句を言う不孝者、不忠者がおりますが、それを気にかけることはないと思います。

聴取項目⑧の退位後のご活動について、天皇様が上皇になられて自由に外国旅行をなさるとか、外国人記者や外交官やお友達がいろいろ聞きに行くとかして問題発言が生じる可能性はいくらでもございます。すでに先日のビデオが問題発言のように解釈されております。フランスの『ル・モンド』は国際的に信用度の高い新聞ですが、今回の退位問題について、実に歪んだ報道をしております。時間がありませんからそこは略させていただきますが、このような解釈をするフランス人記者が第一の問題で、外国人記者をそのような解釈をするよう示唆した日本の傾向的な新聞記者や学者が第二の問題ですが、このような政治的主張をしたととられる陛下の異例のおことばがやはり第三の問題で、このような国際的な誤解が生じた結果から考えますと、陛下のお側にお諫め申す者がいなかったことを私は淋しく残念に思いました。

いつの時代にも高齢化はございます。源氏物語の時代なら50の年齢は今の80でしょう。近ごろは年齢が伸びたが、老衰が始まるのもまた先に伸びました。超高齢化社会と特に強調することではないのではないのか。昭和天皇のご生涯が見事なのは、振り返って見ますと、意見対立の中で退位せず、在位64年、我が国の敗戦と復興を二つながら御一身でまのあたりになされ、天寿を全うされたことと思います。

平成の陛下のこの四半世紀は充実した歳月であったと拝察いたしますが、今回のご発言の結果、もし超法規に近い「今の陛下に限り」などという措置が講ぜられるならば、悪しき前例となりましょう。そのために125代続いた皇統が内から崩れるようなことになれば、皇室を護持してきた国民のいままでの努力は烏有に帰するかと不安に存じます。謹んで皇室の御安泰を祈り上げます。

以上です。

○ありがとうございました。

それでは、これから意見交換を行いたいと思います。

ただいまの説明について、御質問、御意見などがあれば、それでは、皆様、よろしくお願いをいたします。10分程度を予定しております。

○一貫したすばらしい皇室観を聞かせていただいて、大変にありがとうございました。ただ、戦後の象徴天皇というのは、祈ることと国民と苦楽をともにして信頼をお互いに醸成することによって象徴天皇というのは確立されたと思うのでございますけれども、これは今の今上陛下が非常にすばらしい方だからやり過ぎたというお話もございましたが、そのところは国民の90%近くがそう思っているのですが、そこをどう考えたらよろしいのでしょうか。

○まことに陛下は立派にお仕事をしてくださいましたが、それを天皇の役割の規範と考え

て、それが肉体的、精神的にできないときには退位するという事をお話しになりますと、それはかえって悪いことではないかと思えます。人間、年をとりますから、いつまでもそのように外に出て御活躍する必要はないので、それはそういうことをしないといけないというようにマスコミが言うから皆さん思っているという節が非常に多いと私は感じました。ですから、もう少しお休みいただいても、それで天皇の象徴としての意味が薄れるようなことはないと思います。

○ありがとうございました。

○ほかにどうぞ。

○先生、ありがとうございます。お話を伺うと、御公務の第一は祈ることだという御解釈でしょうか。今、公務の中身が、何をもって公務とするか、どこまでを公務とするかが非常に大きな課題ではないかと思うのですが、政府の見解では祭祀は私的行為に分類されています。先生のお話のように存続することと祈ることということになると、例えば代わりの方に代行していただく場合は祈りの部分、祭祀の部分も公務を代行するということになるのでしょうか。その辺を教えてください。

○それは陛下が非常にお疲れになれば、やはり代行をお願いする。そういう先例はあったのではないかと思います。

○御公務の第一は祈りですか。

○公務といいますか、役割ですね。それは憲法の解釈の上ではなくて、歴史的にそうだったのではないかと。神事を先としというのは順徳天皇のときからそういうことは記録されているわけで、明治天皇は戦後の天皇よりも国事に深く関係されたと思えますけれども、一番国事に関係されたに相違ない日露戦争の翌年です。そのときに先ほどのような歌を詠まれて、やはりまず神事である。祭事である。その次が政事だとおっしゃっているの、これは大切な教訓ではないかと思えます。

皇后様も宮中に入られたころ、憲法にも書いてありませんが、その祈るということが自分の役目になるということを最初はあまり御自覚しておられなかったのではないかと思います。それがあある年からそういう事をお話しになるようになりました。

○ありがとうございます。

○ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○今のお話の関連ですが、宮中祭祀、祈るということは今もいろいろ宮中での祭祀といいますか儀式をたくさんやられているというところがある一方で、政教分離との関係でなかなかそのあたりが公的な行為という位置づけにできないということもあるようですが、しかし、天皇のお仕事であることには祈りということ間違いのないと思うのですが、宮中祭祀のことを祈りということでおっしゃっていらっしゃるんですか。

○政教分離を非常に厳密に解釈して、その鳥居を建てさせないとかそういうのはやはり法学部出身の方、そういう人がなされたわけで、イギリスの女王もクリスマスの日にメッセージを發しますね。クリスマスは宗教行事ではないのですか。

○その議論はこれ以上ここでは。

○だから、なぜ日本だけで、戦争中、神道というのはアメリカによって非常に敵視されて、神道と天皇制が日本ナショナリズムのバックボーンだと思われて、昭和20年4月14日、明治神宮は数千発の焼夷弾で本殿は燃え上がりました。私、そのそばに住んでいるものですから、よく記憶しております。しかし、そういう考え方が間違いであったということをアメリカ側も理解したから、フォード大統領以来、歴代の大統領は東京に来ると明治神宮へ行くわけですね。クリントン国務長官に至っては、おはらいも受けました。そうすると、戦争中の過去を記憶しているアメリカ人記者でしょうか、何でそういうことをするのだと言いましたら、クリントン国務長官は頭がいいから、日本の歴史と文化に敬意を払うのだ。録音されていますからその発言は非常によく残っていると思います。

それから、クローデル大使が日本に来て、そして、日本の天皇制について一番よく理解した立派な文章を残していると思いますけれども、それは大正天皇の御大葬に参列したからで、御大葬をきちんとしないで即位の式だけやるというような考え方をもしなさるのでしたら、それは非常な間違いだと私は思いました。

祈るというのは既に宗教行為です。祈ってはいけないのですか。唯物論を日本の憲法は教えているのですか。

○もう一点だけよろしいでしょうか。

○どうぞ。

○今のお話で、今上天皇が今いろいろなさっていること、国民は大変有り難いと思っているわけですが、必ずしも義務ではなくて、本当は絶対やらなければいけないことではないのかというような御趣旨だったと思います。

○そうです。

○今の今上天皇はそう思っていらっしゃるとしても、それは本当は必ずやらなければいけないものではないと考えるべきだとする場合にも、しかし、今の今上天皇は多少完璧にこなせなければいけないという思いを持っていらっしゃるって、もし完璧にこなせないのであれば御自身は退位したいとおっしゃっていると仮定した場合の話ですが、それを引き続きこれからの天皇様にみんなこれだけのことをやらなければいけないという趣旨ではないという考え方を明確にすれば、今回の今上天皇の思いとを勘案して特例的な退位ということも不可能ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○悪い先例になると思います。

○悪いという意味は、今後もそういう可能性を認めることになるからという趣旨ですか。

○そうです。

○ほかにいかがでしょう。

○先生、どうもありがとうございました。

歴史上の存在ということを最初に強調されましたけれども、歴史上ということをお考えますと、今の今上陛下の置かれた歴史上の状況と昔の歴史上の天皇陛下は随分違うところが

あるのではないかと思います。先ほどジャーナリズムのお話もされましたけれども、今の陛下あるいは昭和の陛下もそうだったと思いますが、メディアに逐一その行動が報道されて、国民皆が陛下とはどういうことをしておられる方というのを存じ上げているわけですね。恐らく昔というか明治のもっと前の本当の歴史上の天皇陛下については、これはよくわかりませんが、多くの国民はあまりその存在というのを特に僻地のほうの方などは存じ上げもしないし、また意識もされなかったのではないかと思います。

○それでも有り難く思っていたわけです。

○しかしやはり今の陛下がやはり皆から見られている中で、国民の統合の象徴として役割を果たさなければいけないということでいろいろ御公務も多くなっているかと思うのですが、その点で昔のあまり国民から、皆から見られているわけではない天皇と少し同じように論じられるのかなという点が疑問だったのです。それはいかがでしょうか。

○しかし、イギリスの女王も今の天皇よりもっとお年で、しかし、国事行為、公務その他をチャールズ皇太子御夫妻始め皆様が代行していますから仕事は少なくなっているわけで、そういうときは私、別にイギリスに見習う必要はないと思いますけれども、そういうことをもう少し考えてもいいのではないかと思います。

○順徳天皇のときから神事が先になったという御説が開陳されましたけれども、承久の乱のときの順徳上皇のことですか。

○佐渡島へ流された順徳天皇です。

○天皇としてどういうシチュエーションでこの神事を先にと強調するようになったのでしょうか。

○それは宮中のおきてみたいなものですね。それをお書きになって。

○神事優先を決めた事情がよく分かりません。水無瀬神宮の祭神となる順徳天皇ですね。

○百敷やというあの百人一首の。

○よろしゅうございましょうか。ほかにございませんでしょうか。

○先ほどもお触れになりましたが、天皇陛下がかなりの御長寿になられた場合、これでもやはり在位していただく必要があるというように先生はお考えになりますか。

○そのとおりに考えます。

○わかりました。

○ほかにありますか。それでは、そろそろ時間でございますので、これで平川様からのヒアリングを終了いたします。どうもありがとうございました。

○どうもありがとうございました。

(3) 古川隆久 日本大学教授

○それでは、次に、日本大学教授、古川隆久様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目について、20分程度御意見を陳述していただいた上で、10

分程度の意見交換を行いたいと思っております。皆様、さきの回と同じように時間厳守に御協力を願います。

それでは、古川様、よろしくお願いいたします。

○ただいま紹介にあずかりました古川でございます。

御厨先生にはお久しぶりですけれども、ほかの方は初めましてということでよろしくお願いいたします。

それでは、時間もあれですので、早速本題に入らせていただきたいと思います。まず最初に8項目の聴取項目について簡単に見解をまとめたものを言わせていただきまして、その後、それに関する説明と少し補足ということで進めさせていただきます。

時間もありませんので1番、2番という形で言ってしまうのですが、まず一つ目ですけれども、象徴としての天皇の役割とは、日本国の国家としてのまとまりと長い歴史を国民主権という日本国憲法の原則を踏まえつつ、目に見える形で示すことであると思います。

2番目の項目ですが、公務のうち、国事行為は憲法で規定された天皇の職務なので維持されるべきだと思います。それ以外の公的行為は義務ではないので、天皇の年齢や健康状態により、減らしたり、取りやめたり、ほかの皇族が代行することが可能だと思います。

なお、国事行為以外の公的行為の質や量については、皇位継承の安定性を考えますと、個々の天皇のお人柄とか健康状態に応じて範囲が定められるべきであって、その判断は現状どおり、最終的には内閣の助言と承認によるべきであるというように思います。そのことは今回、いわゆる生前退位を認めるか否かにかかわらず明確にしておくべきであろうと思います。その具体案につきましては、試案1と2、後でお話しますが、それを御参照いただきたいと思いますということでもあります。

3番目、国事行為についてですけれども、国事行為の臨時代行に関する法律を活用して適宜負担軽減を図り、医学的に継続的な国事行為の遂行が困難と認められる状態になった場合は、摂政を設ければよいのではないかと思います。それ以外の公的行為については、適宜ほかの皇族の方が代行すればよいのではないかと考えます。

次に、4番目ですが、摂政ですけれども、その皇室典範の条文にある趣旨から考えまして、高齢という理由だけで設置するのは難しいのではないかと思います。しかし、医学的に国事行為の遂行が困難と判断されるような状態になった場合には設置できるのではないかとこのように考えます。

国事行為の臨時代行の法律ですけれども、これは当面の天皇の負担軽減策として、時期あるいは項目を限って活用することなどが可能ではないかと思います。

6番目ですが、いわゆる生前退位ですけれども、皇位継承の安定性確保のためには避けたほうがよいのではないかと考えられます。しかし、皇位継承の安定性が多少とも損なわれる可能性を承知の上で、国民の意志として、天皇の意向である生前退位を認めるのであれば、それを否定すべき理由はないと考えます。ただし、その場合は、有識者会議が国民に必要な情報提供を行った上での世論の動向が判断の根拠となるべきであろうと考えます。

7番目の項目ですが、生前退位を認める場合は、皇室典範の改正によって恒久制度化すべきだろうと考えます。特別措置法は、恒久法よりは退位の連鎖が起きにくくなる可能性があるかもしれませんが、いずれにしろ前例となるため、実質は恒久制度化とあまり変わらないと思います。むしろ、後ろにお示ししました試案3のような規定にすれば典範改正のほうが弊害は少ないのではないかとこのように考えます。

8項目目ですが、退位後の御処遇については、憲法の規定に鑑み、国民統合の象徴が退位した方のほうに実質的に移ることがないような方策を講じるべきだと思えます。その具体案につきましては、試案3、4にお示ししておきまして、後で説明させていただきたいと思えます。

以上の見解に関する説明を次にさせていただきますが、その場合の私の基本的な考え方をまず最初に申し上げます。

現代の日本の国のあり方は、国民主権であります。天皇主権の旧憲法下のさまざまな歴史への反省からそういう形になって、議会制民主主義という形で具体的には国のあり方が定められていると思えますけれども、そういう中で国民の総意として日本国、日本国民統合の象徴となったのが世襲の天皇であります。これは国民の総意としてそういう形にして憲法にも定められておりますので、これを維持していくということがまず話の前提になるだろうと思えます。

その上で、憲法上の天皇ですが、やはりまずは政治的な存在であるということは押さえておく必要があると思えます。というのは、やはり憲法の冒頭で規定しているということは、国家のあり方ということ自体が広い意味での政治とかかわりますので、さらに具体的な天皇の行動としても、例えば外遊などはやはり外交ルートを通じて折衝して実現していくわけですから、政治的な存在であるということは間違いのないと思えます。ただし、その政治的権能を行使しないということが特徴になっていると思えますが、それは具体的には法令や制度の改廃とか公職の任免には関与しないということです。これは旧憲法の国家理念の欠陥に基づく無謀な戦争への反省ということからこういう形が生み出されたと考えてよいと思えます。

それに関して言えば、もう1945年の秋から冬にかけて、保守系の政党、日本自由党や日本進歩党が改憲の方針としては、議院内閣制の確立を掲げ、それから統帥権独立の廃止を掲げておりますし、天皇は総理大臣の助言に基づいて行動するというような言い方をしていますので、実質的には今のに近い形を既にもう提案している。さらに、憲法研究会というのがその年の12月に改憲案を出しますけれども、ここではほとんど象徴という言葉は使っていませんが、今と同じような天皇の役割の話が出てきますので、これはGHQに押しつけられたというのではなくて、やはり自分たちで今までのことをよく考えた上で、今後どういう形で天皇というものを続けていったらいいのかということを考えてこういう形が出てきていると思えます。

ですので、政治権力の行使というのは自由な議論に基づく国民の意思に基づいて行われ

るという形になっていると思います。それを踏まえますと、今回のいわゆる「おことば」ですけれども、問題提起というように捉えないと、最悪の場合、憲法に抵触してしまう可能性があるだろうと思います。その理由は、皇室に係る制度や天皇の具体的なお仕事の内容についてかなり踏み込んだ内容であるからということであります。ですので、今回の「おことば」はあくまでも問題提起であって、国民がこれに対して主体的に検討し、判断する過程が必ず必要であろうと思います。

もちろん、高齢の陛下が一生懸命いろいろ考えて仕事をされてきたということに対しては敬意を表する必要があると思いますが、それと今回の公務負担なり退位云々という問題はやはり国のあり方にかかわりかねない問題ですので、一応分けて冷静に考える必要があるだろうと思います。その理由はそこにも書きましたが、天皇は憲法の冒頭で規定されている極めて重要な公職と位置づけられているということ。

世襲というように定めていますので、継げる人は非常に限定されているということ。現行制度でも高齢化への対応は可能であるということから、陛下に対するやはり配慮ということは当然ありますけれども、それといわゆる退位するかどうかという問題は直結しないだろうと思います。

先ほどの聴取項目に関して、若干それを踏まえて説明をつけていきたいと思いますが、まず1番目の象徴としての天皇の役割云々というところですが、この象徴という言葉は戦後、憲法制定のときの過程を見ましても、かなり曖昧な形で過ごしてしまったという形になっておりますし、義務教育などでもこれについて明快に教えるということはないわけですが、客観的に見ると、日本の国というまとまりを具体的に示しているのではないかと思います。これは端的に示しているのは、例えば総理大臣の認証式で辞令を渡している。これは民意の結果としてその総理大臣が選ばれているわけですから、国民からの負託ということを経験の上で具体的に示している例だと思えます。その象徴を世襲の天皇にやっていただくということになったということに関して言えば、これもいろいろな言い方があるとは思いますが、客観的に見れば、日本の歴史の長さを端的に示すという形としてこういう形がとられているというように考えられると思います。

それは例えば企業とか学校でも長く続いているということが一つの売りになるように、やはり日本の国の品格をあらわすような一つのやり方としてこれが我々の総意で選ばれているというように思います。そういうことを考えますと、皇室というのは民意を先導するというよりは、民意を反映した国家意志を天皇の行動や発言で示す存在であるというように考えられると思います。

そのことも踏まえて、公務のあり方、2番目、3番目に関してのことですが、国事行為以外の公的行為は、現実的には個々の天皇の裁量の範囲が大きいものと思います。特に規定がない中で昭和天皇は一定の形でやりましたし、また、今上天皇も独自の考えでやっているということではありますが、例えば外遊に典型的に示されていますように、やはり内閣の助言と承認の下で最終的には行われているというように考えるべきだと思います。

そう考えますと、公務のあり方の最終的な決定権は、民意の委託を受けた内閣であろうというように思います。そのことは、今回、いわゆる生前退位を認めるか否かにかかわらず、今までもそうでありましたけれども、ちゃんと改めて明確化しておくべきだろうと思います。それが試案1でありまして、試案1の最初のところでそのこと案を示しております。これは法律に一応すべきだと思っておりますけれども、そこまでいかなければ閣議決定のようなものでもよいのかなと思っております。

そういうように考えました理由は、世襲の天皇というのは、血筋のつながりというものが必要とされる公職である。そのために基本的な人権が一部どうしても制限されてしまう。でも、その代わりに例えば我々は天皇陛下だけではなくて皇族の方々に対して敬意を払っているわけですし、そういう形になっている。そういうように考えますと、血筋のつながりが必要ですから、これを継いでいける方はごく少数に限られてしまう。そういうことを考えますと、国事行為が可能な御体調であれば皇位継承していくという形にしないと皇室を継続していくということが難しくなるのではないかとこのように思います。ちなみに、国事行為がどうしてももうできないということが最初からわかっていれば継承順位の変更ができるということは典範にも定められているところです。

今回の今上陛下の「おことば」ですけれども、重い務め云々というようなおことばもありましたように、普通に解釈すると、現状の非常に重い公務の質、量をやはりできなくなってきたから退きたいというように受け取れると思うのですが、そういう現状の過重な公務の質、量を基準に皇位の継承が行われるということにもしなってしまうと、今回の「おことば」が一種の先例のようになってしまうと、そこには能力主義の要素が入ってきてしまって血筋ということと少し違う要素が入ってくると思います。そうなりますと、以後の天皇のあり方を制約することになりかねず、皇位を継いでいく方にいろいろな意味で負担になりかねないのではないかと。そうなりますと、象徴天皇制を維持していく阻害要因になりかねない。例えば御持病とか障害をお持ちになっているので私はやめなければいけないかと思ってしまうというようなことで、例えば事実上の退位の強制のようなことが起きかねない。あるいはそういう方がたまたま続くという可能性もあるわけで、そうすると退位の連鎖のようなことになる。あるいはそういうことを題材にして、直接、天皇云々ということを批判するのではなくても、何か政争の具にするような人が出てきかねないのではないかと。

ということを考えますと、天皇の御意見によって皇位継承の条件に能力主義的なことを導入してしまうと、皇位継承の安定性を阻害しかねない。それは結果的にはもし本当に実際それが阻害されるということになってしまうと、国政への権能行使とほとんど同じようなことになってしまっていて憲法に抵触する可能性が出てくるのではないかとこのことが危惧されるところであります。そういうことで、公務に関しては個々の天皇の状況に応じて柔軟に考えられるべきであるし、最終的な判断は内閣がするのだということを改めて明確にしておくべきだと思うわけです。

そのほか、もう少し具体的に公務軽減の策はないかということになるとと思いますが、それに関しては例えば有識者会議の皆さんがいろいろ分類して、これはいい、悪いと判断されると非常にお手間も時間もかかるとと思いますが、恐らく具体的にはそれだと異論が出て実現しないのではないかと私は思います。それよりは試案2でもつけたのですが、一応総量を規制して、その範囲でできることをやる。例えばもうこのことはずっとやらないというのではなくて何年かおきにやってもいいとか柔軟な形がとれると思いますので、総量規制した上でその中でできる範囲でやっていくというほうが長続きするのではないかと思います。

試案2では、細かい数字はまたあれかもしれませんが、一応そこには例として具体的な数字を載せましたけれども、総量を規制した上でその範囲でどこまでできるかということをしたほうがいいのではないかと考えます。

6番目の、いわゆる生前退位をお認めするかどうかということですが、現行制度は、お亡くなりになったら次の第1位の方が継ぐということで、皇位継承に関する不安定要因が全くないと思います。または現行制度でも天皇の公務負担の軽減というのは可能である。先ほども言ったとおりです。ですので、現行制度を続けるのが象徴天皇制の安定的継続には最も適していると思います。しかし、いわゆる生前退位を認める余地が全くないわけではないと思います。というのは、現在の諸外国の王室でそういう実例もございますし、皇族の方々は世襲ということもあって、現実問題として人権が幾分制限されているわけですが、それを緩和する余地が全くないわけではないと思います。全面的にということとは難しいと思いますが。

皇位継承の具体策は法律事項であって憲法の条文に書かれているわけではないので、その法律の改正なり何なりで対応できるということでは余地がないわけではないと思います。ちなみに、現行法制で生前退位がないというようになっているのは、やはり退位問題が政争の具となる可能性に配慮したものと考えられまして、これは時間もないので細かい話はちょっと。もし御質問があればいたしますけれども、これも具体的には昭和天皇の戦争責任問題というのがそういう政治問題になるという可能性を考えて、退位という条項はつくらないという形で今に至っていると思います。

大日本帝国憲法下の皇室典範に関して言えば、国民統合の手段として天皇を超越的な存在としたために上皇は不可だということになったので、これは現状の参考にはならないだろうというように思います。生前退位を認める場合には、有識者会議や国民の検討、判断に必要な情報を国民に提示して、その上での民意が根拠となるべきであろうというように思います。先ほども言ったように、今の公務の質、量が維持されないといけないというような形は長い目で見れば避けたほうがよろしいのではないかと思います。

もし生前退位を認めた場合の影響としては、ほかの皇族の方々について、いわゆる公務から引退するかどうかを考えるかどうか、それから女性天皇の問題ですね。皇位継承が早まる可能性があるのかということでもあります。

特措法に関しましては、特に急ぐことを理由にしてしまうと、ほかの選択肢もあるのにこれを選ぶということになると、陛下の意向との関係で憲法に抵触する可能性があるのではないかと。前例となることはどちらにしろ同じであるということで典範の改正が上策であろうと考えて試案3を示しました。やはり生前退位である以上、御本人の意思がどうなっているかということが必ず必須だろうと思いますが、その中で憲法に抵触したり政治問題化を回避するためには、高齢のみを理由とするというのが一番単純明快でよろしいのではないかと。一応70歳と出したのは、そこにも書きましたけれども、継げる方が限られているので一般社会の65歳よりは少し高目にしたほうがいいかなということとあります。私が御提案している場合は、理由が高齢のみですので、国会の議決までする必要はないだろうと思います。

退位後の処遇に関しましては、この私の案であれば、あくまでも高齢による引退であるべきだということですので、もう完全に引退していただくというのが事実上そういう形になるというのがよいだろう。これは名称に関しましても上皇ではなくて前天皇、元天皇というのを使っていますし、その他、試案3、4に示したようなこととするのは筋が通るのではないかと思います。

最後に、今後の議論の進め方ですけれども、今までの進め方は、私は非常に適切だと思いますので、今後も国民が判断できる材料をぜひ有識者会議で示していただいて、その上で決まっていくという形がとられるべきだろうと思います。ちなみに、全会一致は必要ではないと思います。今の皇室典範を決めるときも全会一致ではありませんので、それを無理に求める必要はないだろうと思います。

「おことば」にあった葬送儀礼についても、また別個の形で有識者会議で検討して指針を出してみるのがよいのではないかと思います。

今回の問題は、扱い方次第では、国民主権あるいは象徴天皇制というものが続けていけるか否かの試金石になりかねないので、タブーなき議論がぜひ必要であろうと思いますし、それに向けて有識者会議の皆さんの御奮闘をお願いしたいというところとあります。

長くなりましたが、ありがとうございました。

○ありがとうございました。

それでは、引き続き意見交換です。

ただいまの説明について、御質問、御意見などがあればお願いします。

どうぞ。

○一つだけ。今度の陛下の「おことば」は問題提起だというようにおっしゃいました。国民の総意があれば生前退位も認めるというお話でございました。その場合に、皇室典範でやるのと特措法でやるのとの二つがあるわけですが、皇室典範でやりますともものすごく時間がかかるという見方がございます。今おっしゃったような項目をずっとやっていきますとエンドレスになる可能性があり、今までも2回もやっていますし結論が出なかった。ですから、やはり我々が一応構成員として皆様方の専門家からの意見を伺って、それを論点

整理してそれで国民に示すという形を経て、特措法で対応するという方法についてはどのようにお考えですか。

○その辺は最終的には皆さんの判断なり世論の判断になると思いますけれども、私の意見としては、特措法ははっきり言って中途半端ではないかなと思っております。皇室典範の改正ということになると、多分どういう条件にするかとかいろいろごちゃごちゃすることが心配だと思うのですけれども、仮に一応私の案では高齢のみということであれば、そんなにごちゃごちゃした話にならないのではないかなと思うのです。ただ、私は急ぐということをあまり考えるのは、下手するといろいろな問題を引き起こすと思いますので、いざとなれば陛下がお疲れで休養をとる必要があるということであれば、現行制度でもとりあえずの対応は可能でありますから、あまり急ぐかどうかということを論点にするのは、国民主権の下で今回の問題を考えるという上ではあまり適切ではないのではないかと考えております。

○ありがとうございました。

○ほかにありますか。

○ありがとうございました。

先生おっしゃるとおり、今の陛下は大変たくさんのことをしてくださっていて、これはとても有り難いことですけれども、先生言われるように、それが今後の基準になると後の代の天皇の地位につかれる方には、いわゆる先生の言葉をかりると能力主義を導入することにもなる。それはそのとおりだと思うのですが、その際に、代がかわったときに、いきなり公務の量を変えたりしますと、恐らく国民の期待値は前の天皇のところで基準が決まっているので少し問題となると思いますが、その際には例えばもう今上の代から少しずつ公務を減らしていただくような形で改革を進めていったほうがよろしいのか、あるいはやはり代がかわったときに新しい陛下の御意向として変えたほうがよいのか、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○とりあえず先ほど言いましたように、個々人の天皇の状況に応じて考えればよいというように申しあげましたように、例えば本当に元気いっばいの陛下であったら御本人がやりたいだけやっても構わないと思うのですけれども、いろいろな事情で最初から御持病をお持ちであるということがわかっていれば多分その最初の段階でそういう話が当然出るでしょうし、お元気で活動されていても何らかの形で御病気とか、あるいは事故でけがをされたとかということで状況が変わればそこで考えればよいことだと思いますので、今おっしゃったようなことも含めて、まさにそのときの状況で、長く陛下もお務めであれば途中で体調も変わられてきて少し減らしたほうがいいたろうかなという話が出ることも、今の今上陛下も昭和天皇もそうでしたので、その辺はあまりがちと考えずに、まさに柔軟に対応すればよいことではないかなと思います。

○おっしゃるように、今の今上陛下のお務めは大変多岐にわたっているのですが、結局、一種の能力主義的なものになるとまずいというお説だったと思います。今の国民は象徴天

皇のあり方を実際に新憲法の下において、今の天皇を通して天皇とはこうだということを認識し、かつ経験してきている現実があるわけです。そういたしますと、将来新しい天皇が即位された場合にも、国民としては同じようなイメージで新天皇の仕事の内容を期待するということは十分に考えられるわけです。その際、いずれにしましても、国民の感覚と新天皇のあり方との間にギャップがいずれの段階でも起こり得ると思います。こうした問題についてはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○それについては2点ありまして、一つは、まず国民が例えば陛下のいろいろな公的行為についてどこまで望んでいるかというのが実はあまりよくわかっていないのではないかと思うのです。例えば絶対こういうケースが来てくれなければ困るとまで思っているのか。もちろん来てもらって嫌だという人はいないと思いますけれども、でも、そういう状況だったら別にそこまで無理されなくてもとみんな思っているかもしれないし、その辺について実はあまりちゃんとした世論調査とか拝見したことはないので、その辺をもう少し立ち入って判断するためには、そういう調査がまずされる必要が本当はあるのではないかと思います。

もう一つですけれども、もう一点お答えできるのは、やはりこの天皇というのは世襲という特殊な継ぎ方をするものだということでもあります。ですので、やはり継ぐ方によっていろいろ変化するということは避けられないことだと思いますので、例えばこういう有識者会議の機会にそういうことを国民にわかっておいてもらう必要があるのではないかなと思います。

○どうぞ。

○ありがとうございました。

今のお話と関連するのですが、世襲である、それから、皇位継承の安定性ということでは考えると最初のご見解のところ、個々の天皇のお人柄や健康状態に応じて範囲が決まってくるのではないかという御発言だったと思うのですが、そうしますと、今の今上陛下は非常によくやったださっているのですが、それが必ずしもそうでなければいけないということではない。つまり、定量的なものではなくて変わり得るのだということを前提に考えていかなければいけないという御趣旨ですね。

○はい。そういうことです。

○そうすると、逆に世論調査などをして、こういうことを望みますと国民が言っても、なかなか即位される天皇陛下によっては場合によっては無理になって、変わってくる。そういうこともあるので、個々の天皇のお人柄や健康状態に応じざるを得ないのではないか。そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○やはりどこまでどういうように例えば公的行為について国民が望んでいるかということではもう少しちゃんと具体的に調査されていないと議論がしにくいと思うのです。ただ、それが見えたからといってそのとおりに絶対しなければといっても、個々の陛下の状況によってはそもそも無理ということもあるわけですから、やはり繰り返しになりますけれども、

世襲という特殊性に鑑みて、そこはいろいろ柔軟に考えなければいけないということは、むしろちゃんと政府が何らかの形で言わないと、これは本当に物理的な条件だと思いますので。

例えば個々の天皇の公務のあり方についても、出かけていくのではなくて、例えば障害とか持病をお持ちで出かけていけないのだったら、それこそ逆に政府のお金でそういう人たちに来てもらって会うとか、いろいろ柔軟な考え方をする余地は十分あると思いますので、世論は世論でどういうあり方かということはちゃんと認識する必要があると思いますけれども、それだからそのとおりに必ずしもしなければいけないわけではなくて、それを踏まえてどう対応するかということを考えればよろしいのではないかとこのように思います。

○どうぞ。

○恐れ入ります。先生、ありがとうございました。

憲法の冒頭で規定されている極めて重要な公職であるというお話でしたが、その場合の公について、最小限、何さえすれば大丈夫かということについて如何お考えでしょうか。例えばお出ましは一切取りやめるケースなどあるかもしれません。先生がおっしゃられた能力主義という場合、現状として、ライバルがたくさんいらっしゃる中で能力を発揮していくという状況にはないわけですね。そうすると、どこまでを公職というのでしょうか。国事行為だけでよろしいのでしょうか。

○私個人の意見というよりは、憲法を普通に常識的に読むと、やはり国事行為ができれば最低限いいという形になると思うのです。事実、摂政の規定も国事行為ができないのだったら置くという形ですから、それ以外についてはやらなければいけないとどこにも書いてあるわけではないので、やはりそれはその時点というか、国事行為ということが判断基準にならざるを得ないのではないかと思います。

○そろそろ時間でございます。

それでは、古川様からのヒアリングをこれで終了ということでよろしゅうございませうか。どうもありがとうございました。

(4) 保阪正康 ノンフィクション作家

○それでは、本日、3人目をお迎えいたします。

次に、ノンフィクション作家の保阪正康様から御意見を伺います。

資料1の八つの意見聴取項目について、20分程度御意見を陳述していただいた上で、10分程度の意見交換を行いたいと思います。皆様、変わらず時間厳守に御協力を願いたいと思います。

それでは、保阪様、よろしく願いいたします。

○御紹介いただきました、私、保阪正康と申します。文筆業を営んでおります。

今回のような場で発言するのはあまりないので戸惑いながらの発言になるかと思います。私は聴取項目8項目について、どのような意見を述べられますかと事前にこちらのほうから聞かれました。私は短時間の間でこれ全部について述べるというのは実質的に無理なので、私自身はそれぞれ意見を持っておりますが、特に重点的に④、⑤、⑥、⑦について触れたいと思います。

④は摂政の設置についてであります。⑤は国事行為の意味、政務代行という言葉も一方で使われるわけですが、そういったことかと思えます。⑥と⑦は退位の問題かと思えます。この中で④、⑤、⑥、⑦について発言したいという意味は、④、⑤、⑥、⑦が今次の最大の問題点ではないか。同時に、今上陛下がお話しになった内容のポイントはここにあるのではないかというような視点を持っておりますので、あえてこの4点について話をさせていただこうと思えます。

私は、摂政の問題について、旧皇室典範及び今の皇室典範について、それぞれ大きな相違はないのですが、これについての条文について、いろいろな意味で若干の疑問を持っているのです。その中で、私たちが考えなければいけないのは政治的あるいは法的、いろいろな解釈がそこで摂政の問題について成り立つと思えますし、法的、政治的な視点からの検証はもちろん言うまでもなく重要なことだと思えます。しかし、同時に欠けている点、ともすれば忘れがちな点というのは、やはり人間的な側面、あるいは人道的側面と云っていいのでしょうか、そういった側面を考えたいと思えます。

今次の今上陛下のビデオメッセージを読むと、大きく分けると六つの文節に分けているように思いました。その六つの文節の中の五つ目というのが重要な意味を持つのだと私は考えて摂政と退位の問題について触れるわけですが、五つ目の文節の中で今上陛下がおっしゃっているのは、明らかに大正天皇を想定しているかに思えます。もう一つの五つ目の文節の後半においては、昭和天皇の62年4月29日にお倒れになって、63年9月からほとんど闘病生活、実質的に政務がとれない。その前もとれなかったのですが、実質的にほとんどとれないという状況になるわけですから、その中で政務代行について今上陛下が皇太子として担当されたわけですね。そういったようなことを含んで、ここに摂政という問題について考えるときの視点はあえて三つあるのではないかと考えました。

人道的視点からということになるのですが、大正天皇の摂政の問題について、私たちは歴史的に十分検証する必要があるというように思えます。大正天皇の摂政というのは、大正10年11月ですね。皇族会議で摂政宮を設置するということに決まって、大正天皇が療養して昭和天皇が皇太子として摂政にはつくことになったのですが、このときに宮内大臣の牧野伸顕あるいは内大臣の松方正義等にそういった事前の打ち合わせ等があつてスムーズに円滑に摂政宮が敷かれるような形をとるのですが、しかし、このときに牧野伸顕が前後5回にわたって大正天皇の病状を国民に知らせます。つまり、この病状であるからこそ天皇としての政務はとれない。ゆえに摂政宮を置かなければいけないのだというようなことの内容です。

この摂政宮を置くときの病状報告、これは大正9年3月に第一回目を行うのですけれども、その後、二回、三回とあって、大正10年10月、皇族会議が開かれる前です。四回目の病状説明が宮内省から発表されます。これは客観的に今、私たちが読んでもかなりひどい。例えばどういう内容があるかという、大正天皇におかれては、御幼少のころからお脳の疾患を患っておられてというような表現を用いている。つまり、摂政宮を置くために天皇その人の健康状態がすぐれないということをメッセージとして国民に伝えるときの、いわゆる常識の枠というのを逸脱しているのではないかというような形で説得が行われた。これは当時の大正天皇の侍従武官たち、四竈孝輔という海軍の軍人がいるのですが、そういう人たちの日記を読むと、ひどいではないか。こんな言い方があるかと言っていますね。

そして、大正10年11月の皇族会議で摂政宮を置くことになりました。やはり四竈孝輔の日記を引用しますけれども、宮中の中でのうわさとしては、大正天皇は侍従が御名御璽の印を取りに行ったときに抱えて離さなかった。それを後に侍従武官が行ったときに、今、私の手元には印はないというようなことを言ったというような話が書かれています。

これは近代天皇制の中の摂政のときの一つのケースですが、第1番目の理由は、あまりにも非人間的な対応があったということ。二つ目は、摂政とは何なのか。摂政の性格というのは三つも四つも分かれていたのです。摂政という立場で天皇の国事行為の天皇の政務を代行して、ただ判を押すマシンなのか。あるいは摂政自身が意思を持った摂政自身の国事行為なのか。それは法的な解釈が分かれるところだと思います。そのことについて、私は今、ここであれこれ議論するということではないのですが、摂政の位置づけというのは、性格づけというのはかなり微妙な問題があるし、難しいと思います。

もう一つ例を挙げれば、大正10年11月の皇族会議で摂政宮を置くことになりました。大正15年12月15日に大正天皇がお亡くなりになります。5年間、天皇がいるけれども、天皇がいないという二重構造の空間ができ上がります。軍はただの1回も出兵していません。動いていません。なぜなら、大元帥の允裁をもらわなければいけないけれども、大元帥がいないわけです。存在しないのです。摂政宮は軍のランクで言えば中佐か大佐です。その允裁をもらうわけにはいかない。軍が派兵するとかそういったような允裁をもらうわけにはいかないということで、軍は大元帥の印をもらえないという状態にあります。これはこれで、今から見れば、だから逆に大正デモクラシーが一定の力を持ったのだ。いわゆるその空間の中で軍事に対する反感も起こったのだといういろいろな論が成り立ちますが、その論とは別に、その5年間の中で摂政宮を置くために、摂政の性格が曖昧なために機能しない面がある。このことをやはり考える必要があると思います。今は軍がありませんから、そういった形の問題提起あるいは比較というのがそれほど同次元で論じられるとは思いませんけれども、それに類似する問題があるのではとも考えます。

今次の今上天皇のメッセージを見ながらつらつら思うと、もう一つ、3番目に挙げなければいけないのは、昭和天皇の病の時代だと思います。これは最後の侍従であったト部亮吾という人が、御厨さんが監修しているからお詳しいわけですが、5年ほど前に朝

日新聞から刊行されています。これを眼光紙背に徹して読むと、昭和天皇は摂政を置こうとしているのではないのだろうか、皇太子、今の天皇ですが、政務代行を行うと、これは一時的なものだねとか話されている。つまり、どういうことか。終身在位を帝王学の骨子と習った昭和天皇にとって、摂政を置く、あるいは政務代行というのは耐えられないほどの苦しさだったのだと思います。それを今上天皇は実態的に実見している、見ているということが言えるのではないかと思います。

このほかにも幾つか理由が挙げられますが、人道的視点で見た場合のこういった問題点というのは、摂政を置けばいいというのは私たちの言葉であって、天皇その人にとってみれば、その人しかわからない心理、その人しか心の底にある感情はわからないわけですから、その人たちの気持ちというものをそんたくするのは私たちには限界がある。ゆえに、摂政を置くとするならば、もっと天皇御自身の意思あるいは歴史的な検証、特に近代日本、そういうものを緻密に行う必要があると私は思います。軽々に摂政を置けばいいというのは傍観者のかなりエゴイズム的な言辞ではないかと私は考えます。

もう一つの視点と絡ませながらの論じ方になるのですが、大日本帝国憲法と旧皇室典範はセットになって、旧体制の一つの天皇のシステムというのをつくってきました。それは立法府が介入できないというような、旧皇室典範はそういう典範ですけれども、新しい憲法ができたなら、今度は新しい皇室典範というのがそれと一体化する。それが並列して存在するというのがやはり理想形だと思います。憲法が論じられるのとは別に、昭和21年3月、内閣は臨時法制調査会をつくって、皇室典範の改正にいそしむこととなります。50人ぐらいの委員が参加したこともあります。いろいろな人が参加しました。10月、11月、案ができ上がります。8カ月ぐらいで新皇室典範ができ上がるのです。

基本的な枠組みは皇位継承も摂政も旧皇室典範を追従しているかに見えます。実際に文言においてはかなり追従していると見える。しかし、一方で、この臨時法制調査会の記録を読むと、ここで退位の問題についてかなり真剣に話されている。しかもGHQはこれを立法府の一法案とせよということをもじったために、これは一法律となって具体的に国会でも論じられるのです。この8カ月の間に臨時法制調査会がつくっていく新皇室典範の中でどんな議論が行われたか。二つのことを指摘したいと思います。

一つは、宮沢俊義さんが言っているのですが、時代は、立法府が介入できないというような次元から立法府が介入できるようになった。立法府の一法案となった。ならば、皇室法としたらどうか。典範という言葉は皇室法と変えたらどうかというような意見が出ます。私はこの意見が今も連続性を持って私たちに迫っていると思います。典範という言葉の持つある種の旧体制といいますか、それと立法府が介入できないという言葉の法律の用語に対して抵抗を持っているということなのですが、皇室法という言葉について、我々は謙虚にそれを受け入れるべきではないかと私は考えています。

同時に、このときにいろいろなやりとりがあるときに、天皇の自主的な退位の気持ちを尊重すべきではないか。憲法でこういった市民的自由を認めた以上、ある意味の退位とい

うのは仕方がない、それは認めるべきだという声はかなり一般化します。その委員会の中でも論じられます。しかし、退位の問題はこのときの戦争責任の問題、東京裁判と絡むので、あえて表に出さないで宮内省の主に書陵部の人たちが中心になった解釈なのでしょうけれども、一応オミットするという形で旧皇室典範とかなり類似性を持ったというように私は解釈しています。

したがって、新皇室典範という今の皇室典範というのは、その誕生のときから新しい今の憲法と皇室典範との間に若干のそごを来すというのは現実問題として十分考えられていたことかと思えます。近年というか最近、私も報道しているのですが、三笠宮殿下が枢密院で意見書を出しました。昭和21年10月です。枢密院の顧問官たちに資料配付しました。その資料は、元々随分前に発見されていたのですが、改めて今次の問題と絡ませながら資料が公開され、全文が公開されているかに思えます。

そこで三笠宮殿下が指摘していることは、三笠宮殿下特有の表現といえばそのとおりなのですが、天皇に自由を認めないというのは奴隷的拘束であるというようなことを言っている。その言葉の激しさは時代の空気の中で生み出されたと解釈すべきではありますが、しかし、自由を認めないということに異議申立てをしているというのは極めて重要かと思えます。

もちろん最近の論を見ても、天皇が自主的にやめたいと意思表示をすること、あるいは健康がすぐれない、あるいはいろいろな理由で摂政宮をつけるというようなことについて、過去の天皇の歴史の中の幾つかの事例がありますから、権力闘争が起こるのではないかと、例えばこれは今後これからの問題かもしれませんが、あり得べき問題としてやはり天皇自身がやめたいというのは、そんな自由にやめられるのかといった問題等を含んでいるのは事実です。しかし、基本的に何らかの条件の下で生前退位というのが容認されるべきだと考えられてしかるべきだ。それは、私たちは市民的自由を享受しているにもかかわらず、天皇におかれてはそういった自由が一切ない。もちろん、天皇の発言が全て決定事項になる必要はないけれども、天皇の発言が少なくとも皇統を守るという自らの存在と歴史的な位置づけの中でも発言ができないというのは、やはり何かそこに大きな錯誤があるのではないかと私は考えます。

結論なのですが、私は皇室典範を何らかの形で変えていく必要があると思う。今回は皇位継承については触れないということなのですが、それはそれとして皇位継承、摂政の問題は特に何らかの形で変えていく必要がある。それは皇室法という名において法的な場でもっと誠心誠意深く吟味して議論する必要がある。しかし、それが今日、明日の問題で解決するとは思えない以上、特例法やむなしというように私は思いますが、しかし、特例法は皇室典範改正を前提とした特例法のつくり方と、特例法のみでつくる法律とは本質的な意味が違うと思えます。私は、皇室典範の改正を前提としつつ、特例法を条文化する、新たな法律としてつくり上げていくというようなことが必要かなという立場にいます。

20分経ちました。私の意見は以上ようになります。御清聴ありがとうございます。

○ありがとうございました。

それでは、意見交換です。ただいまの説明について、御質問、御意見などあればお願いをいたします。

どうぞ。

○ありがとうございます。

政治的、法律的という側面以外に、人間的という側面を考えるべきだというのは、我々忘れがちな点を指摘してくださいまして、大変勉強になったと思います。その点に関してなのですが、先生も言われましたように、今般の今上陛下の「おことば」というのは、個人としてのお考えをお述べになった部分もかなりあるかと思えます。

質問の①、②、③のところにもかかってくるかもしれませんが、もし、天皇陛下の役割として、いわば機関としての天皇陛下の国事行為といった部分と、もう一つ、今の陛下が国民統合の象徴たるべく自らお考えになっている天皇像をお進めになる上での、いわゆる公務といいますか、いろいろなところにお出かけになって下さったり国民と接したりされるという個人としての陛下と二つの側面があるとしたときに、今の陛下のお務めは我々、大変有り難いと思っておりますし、本当に感謝をしているところですが、後代新しい陛下が出てきたときには、その陛下のお考えに従って国民統合の象徴としての天皇陛下像というのが出てくるのかと思うのですが、その辺はそのような考えでよろしいのでしょうか。つまり、機関として決まっている天皇陛下像と、それぞれの代の陛下が個人としてかくあるべしとお考えになる陛下像が違って、後半の部分は個々の天皇によって違ってよいのだというようなお考えでよろしいのでしょうか。

○私は、そこが一番重要な問題だと思います。国事行為は憲法上あるいは政治上、誰もが、どの天皇も行うべき範囲というのはある了解の下で決めることは可能だと思うのですが、今上天皇がお話しになっているのは、象徴天皇という枠組みがあってそこへ私が入っていくというのではなくて、私がこれまで歩んできた道そのものが象徴天皇の公務としての役割を果たしてきて、それが象徴天皇だったのだという言い方をされていると思うのです。

この論理は、妙な話ですが、はっきり言えば今の天皇の論理だと思います。この論理は次の天皇もまたそれが使えるわけです。私は先帝と違う形の道を歩む。それは政治的、法的に決まっている国事行為は別にして、その中で私の歩んできた、私がやろうとする象徴としての行為はこういうことだという間に、今の天皇と次の天皇、あるいはさらに次の天皇との間に大きなギャップが生じることは明らかに起こりうることです。

近代天皇を見ていて、その天皇との関連性の中に、非礼な言葉を使うけれども、先帝を否定するといった形の宿命を持っている。明治天皇の軍事指導体制に対して、大正天皇は軍人の人ではなく、漢詩や和歌に並外れた才能を持った人で、非軍事体制を希求するけれども、それが受け入れられない。それが結局、摂政の背景にあるのだと思います。昭和天皇は、やはり明治天皇の姿を追い求める。それが昭和前期でしたけれども、昭和後期はそれを変えて新たに言ってみれば君主制下の民主主義体制を模索する。今の天皇は民主主義

下の天皇制、君主制というように政体と国体を一体化する、あるいは政体の下に国体を従属されると言うとは異様な言い方ですが、そういったお考えがあるのではないかと思います。そのことは、逆に言うと、それぞれの天皇は国事行為の法的、政治的に決まっている枠組みというものは踏襲しつつ、ある範囲においては、その公務と称するものは天皇によって違うということは十分あり得るし、あって当然だし、また、なければおかしいと思います。

今の今上天皇は戦争というものを抱えた時代の次の天皇として、いずれにしる戦争の贖罪あるいは戦争というものに対する追悼と慰霊を通じて自分の果たす役割を希求しているわけですがけれども、それは今の皇太子も同じことを行うことを希望しているように思います。それは多分、言葉は変ですが、ファミリーとしての間では申し送りになるのでしょうけれども、しかし、歴史的にそれがずっとそのまま踏襲されるということは不自然というか、それはあり得ないのではないかと私は思います。

だから、法的、政治的に決まっている国事行為の確認と、さらに天皇独自に行う公的な行為の中のその行為については、私たち自身がある意味の、本当はそういうのは天皇自身の主体的な主観的な意見を発言する場と、客観的に歴史的に照らし合わせをする客観化した組織、今もそれに似たような組織はあるのでしょうかけれども、もっと力を持った、そういった組織をつくることによって、国民と天皇との間の回路や了解事項をつくっていく必要があるというように思います。

○ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○先ほどのお話で、憲法と皇室典範、明治憲法は一体だったけれども、昭和憲法といいますが、そのときは天皇の退位論があったこともあり、別々になってしまったというお話だと思います。そうすると、今後、皇室典範を考える場合には、やはり退位論というのはその中に入ってくるとお考えですか。皇室典範を見直す場合には、退位という言葉が入るべきでしょうか。

○退位について新しい皇室法の中でどうのように記述するか。皇室典範改正をめどとした皇室法の中でどうようにするかというのは、退位ということがいきなり生前退位を容認するとかというのではなくて、例えば80歳、85歳、いろいろな年齢で切って、そのときそのときに天皇ご自身の意思と国民の特に政府を中心とする政治の第三者機関との間の調整というのをやっていく必要があると思います。

それは天皇がやめたいからやめるというような問題ではないし、いつまでも政治が、昭和天皇や大正天皇のような状況になったときも天皇でいてくれというのはおのずからそこに不自然があるわけで、幾つかの退位の問題は入れなければいけないけれども、その退位の問題を入れるときには、そういった限定的な枠組みというものをつくる必要があると思います。

○ありがとうございました。

○どうぞ。

○帝国憲法と旧皇室典範の一体性あるいは整合性、それを考えた場合、戦後の憲法と皇室典範というものが本来もっと整合すべきだったという論点でらっしゃったと思うのですが、仮にこの宮沢先生の皇室法という問題も念頭に置いた場合、今回、この皇室典範の改正を前提としての法律ということになりますと、先ほどおっしゃった帝国憲法と典範あるいは新憲法と皇室典範との整合性ということを考えて場合に、いずれ、典範改正事業というのはおのずから憲法改正という事業ともかかわりを持つのでしょうか。

○皇室典範の改正というのは、立法府の一法案という意味は、憲法がまた新たな状況になったら一法案としての役割があるでしょうという意味なのです。決まった形で、これは譲れないというようなものではなくて、そこにあるのはその時代が天皇という制度をどういうように抱え込むか、どういう形で共存するかというのがそれぞれの時代が答案を書くようなものですから、今まで私たちの国はいろいろな答案を書いてきたのです。これは主観的な問題ですが、0点の答案という時代もあったと思うし、100点というのはなかなか難しい。特に近代に限れば、やはり昭和10年代の天皇の置かれた地位というのは、軍の主導による天皇の憲法解釈の合意だと称して進めてきたことを考えれば、彼らが抱え込んだ天皇との共存の形というのは、私たちの答案として見たときに、悪いけれども、これは合格点にはならないよというような判断をすべきだと思います。

つまり、私たちは、いずれにしろ、次の時代、次の時代から問われるわけです。問われるときに、それは私たちの時代の中でどういような共存を考えたのか。どういようなそのときの仕組みをつくり上げたのか。その仕組みは永久不変ではないと思います。その意味で言うと、皇室典範というのは永久不変に変わらないというのではなくて、時代の中の時代の空気と時代の英知の間との相関関係で、そこに空間ができ上がっていくというように思います。

今の憲法との関係で言えば、今の憲法がいずれ何年か後に、軽々にそういうことは言えないにしても変わったとすれば、その変わったことに応じた天皇のあり方があります。それはその時代が抱え込む、天皇と共存するという一つの答案を書くわけですから、私たちはそれはわからないけれども、こういう答案を書いてほしい、こういう答案ならいいなという希望はありますけれども、それはやはり希望であって、その時代に生きる人たちのまた問題である。だから、逆にそれを裏返しすれば、私たちは過去こうだったからこうだというような論だけに固執するということは、天皇を見る目のある意味で言えば広がりを見ら道に塞いでいるというように思います。

○ありがとうございました。

○現憲法の枠内でも特例法で可能だということですね。

○特例法については、私はやはり典範改正を前提とした特例法は幾つも違いが出てくると思います。それは例えば摂政という項目はもちろん落ちないと思いますけれども、摂政という項目に必要なのは、天皇が未成年だった場合。それは不可避免的に摂政をつけなければいけないとかそういった問題もありますから、何も全て全部落とすというのではなくて、

私たちが今70年前、三笠宮殿下が指摘したことを今の天皇が70年歩いてきて形をつくって見たら、言葉は変ですけども、やはりおっしゃるとおりだなというような述懐とセットになっているのではないかなと思う。とすれば、私たちはそれに応えるというのがまず最初にあって、そのための法的な手直しあるいは立法府の役割、あるいは皇室典範の改正等の仕組みと向き合うことなどが問われていくのではないかなと思います。

○ごめんなさい。どうしても一つ伺いたい。

○どうぞ。

○申し訳ございません。時間の関係で配慮の行き届いた表現ができないことをお許しいただきまして、率直に伺います。

先生のお話だと、摂政はあまり好ましくない。退位は法的整備を前提にすれば認めてもよろしいということだったのではないかなと思うのですが、御意見によっては、生前退位を認めると皇統が途絶える恐れがあるという説の方もいらっしゃるのですが、先生のお考えでは退位を認めていってもその点の心配はないということでしょうか。その辺についていかがお考えかを伺いたいです。

○どの天皇もいろいろな意味で自らの義務というのは皇統を守ることだと思います。戦争、外交、経済、いろいろな手段がある中で、戦争というものを選んだ時代がある。その時代の過ちというのは選んだ瞬間に昭和天皇は自覚していたと思いますけれども、そういった問題をずっと考えていったとき、私たちに皇統を守るという意味は、天皇が考えている皇統を守るという意味はどういうところにあるのか。これはたとえ虚構であるにせよ万世一系というような形の、そういったいわゆる建前というものを守るのはどういう方法があるのか。それをどういように私たちの時代が抱え込むのかというのが、この時代が答案を書くことだと思いますので、私は私なりに思うことはあるけれども、皇統を守るということの意味というのを天皇が意識していて、その点が明治、大正、昭和のどの天皇も共通だったということを考えれば、そこに私たちが思いを馳せたときに何か答えが自ずと出るのかなと思います。抽象的で恐縮です。

○ありがとうございました。

それでは、時間がまいりましたので、これで保阪様からのヒアリングを終了いたします。

保阪様、どうもありがとうございました。

○ありがとうございました。

(5) 大原康男 國學院大學名誉教授

○それでは、次に、國學院大學名誉教授、大原康男様に御意見を伺いたいと思います。

資料1の八つの意見聴取項目について、20分程度御意見を陳述していただいた上で、10分程度の意見交換を行いたいと考えております。皆様、時間厳守に御協力を願いたいと思います。

それでは、大原様、よろしくお願いたします。

○私の見解を述べるに当たり、4枚にわたる分量的に多いメモを用意しました。もちろん、これに全部触れることはできませんので、適当にはしりながら最後のページに私の結論を申し上げます。それに至る前提として、最初に用意した前提となる基本概念はここで説明するつもりはありません。

ただ、天皇の御公務がテーマになっていますから、天皇の御公務とはどういうことなのかということの認識だけは言うておかねばならないと思います。1ページ目のちょうど真ん中あたりの(3)の一つ前の*印の天皇の御公務は一般に「国事行為」と「象徴としての公的行為」を指す。そういうことの認識は持っております。しかし、「その他の行為」につきましては、政府の国会答弁で言われた大森法制局長官の解釈については疑義がある。それは宮中祭祀を「それ以外の行為」としたところについての異論です。それだけは留保したい。

さて、基本的な概念として、摂政の意義と起源、明治憲法下における皇室典範、現憲法下における皇室典範の規定につきましては、別段ここで申し上げる必要はないと思いますので、これらは私の認識の前提となっているということで読み流していただければ結構です。

次の生前退位。これは現在最も注目を浴びている概念で、一般には譲位と称されています。この意義とか起源について特別に私が新たな解釈を出すつもりはありません。ただ、摂政という地位といえますか、職掌といえますか、その地位にある人を指す場合もありますが、長い歴史の中にあっては、当初は天皇が老齢やあるいは病気にかかれて、摂政を置くということだったのですが、少なくとも古代末期からは、武家政権の時代を含めて、摂関政治だとか院政といった変則的な政体もたらして政治に混乱を与え、あるいは南北朝時代のように戦乱まで巻き起こしたこともある。やはり我が国の歴史の中においても悲しむべき史実であろうと思います。過去124回の皇位継承のうち譲位は57回ですから46%でした。

明治になってそれが反省されて、明治憲法においては、要するに天皇が崩御されるということのみを皇位継承の原因とした。それは現憲法下における皇室典範でも、生前退位を認めずに皇位継承の原因を崩御に限ったという意味では、明治において過去の弊害に鑑みて一つの原則を立てたということの意義は大変大きいものがあるかと思えます。

そういうような認識を前提にして、今日の課題に入ります。これもどのような経緯があったかということだけを私が備忘録的に要約したに過ぎません。

そこで、一番中心となります事柄を申し上げます。

退位に関する戦後の論議。これは憲法制定議会での論議、現憲法下での国会での論議、その二つがありまして、いずれも退位を最終的には認めないという憲法制定議会の論議があって、それが先ほど言いましたように昭和の新しい皇室典範に継承された。そして、その後の国会においてもさまざまな議論があったわけですが、それは憲法制定議会での最終的

に退位を認めなかったことをそのまま政府は継承いたしました。その代表的なものである、平成4年4月7日の参院内閣委員会でなされた宮尾宮内庁次長の答弁を紹介しますと、要するに退位は否定する。その理由として次の三つを挙げる。まず歴史上いろいろな弊害があった。上皇・法皇の存在。二つ目は、必ずしも天皇の自由意思に基づかない退位の強制があり得る。3番目は、恣意的な退位は現在の象徴天皇、つまり、国民の総意に基づいて天皇の地位が法的に基礎づけられている、そういう象徴天皇にそぐわない。これが政府の答弁として一貫してきている。この点の認識は最も重要でしょう。

もう一つつけ加えますのは、高尾亮一さんの見解です。高尾さんは戦前から生え抜きの宮内官でありまして、戦後も皇居の新宮殿を建てるときの一番の責任者で、最終的には建設部長で退官された方です。この方が、現憲法制定時の宮内省の大臣官房文書課長であって、現典範のみならず皇室経済法だとか宮内府法だとか、皇室関係法規の草案の起草者であった方です。昭和37年の政府の憲法調査会において、退位について、ある意味では現皇室典範の生き証人のような方がどういうことを言っておられるか。高尾さんによれば、論理的に退位を認めるならば相対的に不就位の自由も認めなければ首尾一貫しないが、当時の皇室典範の審議の中で不就位の自由を主張した者は一人もいない。その上で高尾さんは、血統による地位の継承において不就位の自由を肯定したならば、その確認のために空位あるいは不安定な摂位という事態が生じ、そもそも天皇制度の基礎を根底から揺り動かされることになると言っておられます。

したがいまして、戦後における退位に関する憲法制定議会での論議、それ以降の政府の答弁、そして、立法の責任の一端を担った高尾亮一さんの考え方に、私は十分な理由があると思いますが、御存じのように陛下があのような「おことば」を公表せられた。これは大変重いものとして受けとめねばならないと私も思っています。ただ、ここで象徴としての天皇という地位の意味を改めて考えてみたい。その象徴としての機能というものを私なりに考えますと、一般的には天皇の行為あるいは言葉で示されることから国民が感得する、いわば能動的な象徴機能が考えられる。そのわかりやすい例を挙げれば、戦後の全国御巡幸。それに続くその後のさまざまな機会を通して各地を回られて、国民との交流を図るといのが能動的な象徴機能。一般的にはそういうことで理解されているし、大半の国民はそう思っているでしょう。

もう一つは、受動的な象徴機能です。つまり、これは天皇がいらっしゃる、存在されるというところに発現される機能がある。これはほかにはあまり言われていないことなのですが、その典型的な記憶として私の脳裡に残っているのは、御存じのように、昭和63年秋から64年1月までの111日間にわたった昭和天皇の御闘病という事態に直面して、多くの国民が御快癒を願うために行った記帳は皇居前と地方自治体と全国の神社寺院で行われ、最終的にトータルでどれだけの数に上ったかというのは実はまだ公表されていませんが、私自身が調べたところでは2,000万近くあったのではないかと。1人で何回もやっている場合もありますし、赤ちゃんの名前でもってやっている人もいたでしょう。私も皇居前でそうし

た光景を何度か見たことがありました。これはある意味ではものすごくドラマチックな事象、現象かもしれないけれども、そうした受動的な機能、すなわち存在されている、言葉や行為以外にそもそも象徴として存在されていらっしやることによって果たされる機能というものは私は無視できないだろうと思います。

ここでビートたけしさんの名前を出しました。ちょうどこのときはソウルオリンピックで皆がテレビにくぎづけになっている最中でした。昭和天皇の2度目の御鬪病がそこから始まったわけですが、その直後に報知新聞にビートたけしさん、今ではもう世界の北野武監督になって、フランスから最高勲章までもらいましたが、当時は人気の漫才師であった。この人が次のようなコメントを出した。

「ぼくはお笑いタレント。まじめに話してもジョークととられるおそれがあるから、気持ちは自分の中にしまっておきたい」としながらも、「日本人が一人の人を中心に団結したなんて例は他にないんだから、政治のことは抜きにして、みんなが心配するのは当たり前ですよ。放送文化はいままでこういうことをまったく経験していない。ぼく自身を含めて、どう対処したらいいのか、考える」。このあたりも後のマルチタレントのたけしさんらしい洞察力があったと思うのですが…。たしかに、そういうようなことだけで受動的な象徴機能を説明してしまうと、特別なドラマチックな事象からばかり取り上げているのではないと言われるかもしれませんが、ここで昭和天皇と今上陛下のことを考えてみたい。ご存じのように、今上陛下は昭和天皇の後姿を見て天皇としてのお務めを果たして来られた。昭和天皇のさまざまな思いを継承されて、さらに積み重ねられた今上陛下の御足跡をたどってみたいと思います。

私は大きく言って三つの点を挙げるのですが、まず戦没者の追悼。これは本土にとどまらず、沖縄・硫黄島・サイパン・パラオ・フィリピンまで足を延ばしていらっしやる。

二つ目は、自衛隊との直接の交流。昭和天皇はかつて大元帥陛下であられたということから、宮内庁の中にもいろいろ考え方はあったでしょうが、どうもそういうことに触れられないほうがいだろうという空気があったことは間違いない。しかし、今の陛下におかれてはイラク派遣の自衛隊、東日本大震災派遣の自衛隊に対するお労い、これは顕著なものでした。特にイラク派遣の自衛隊の場合は皇居に自らお招きして慰労されましたし、東日本大震災の派遣の自衛隊に対しては、ビデオメッセージの中で、自衛隊をトップに置いて、自衛隊、警察、消防といった順番で労われたのです。これは今上陛下は昭和天皇とは憲法上の地位は大きく違っていますが、昭和天皇のそういうご足跡を背中に背負われながらこういうところまで広げていただいたという面がありますので、昭和天皇と今上陛下の2代にわたる日本国憲法の下における天皇のあり方、象徴としてのお立場というものをもう一度こういう点からも考えてみる必要があるのではないかと。

ただ、昭和天皇にも生前退位の問題がありました。三度にわたって退位を願われた。ここにありますように、1回目はA級戦犯の起訴に対応されるもので、それは終戦後間もなくの20年8月29日に、自分が責任をとって退位することによっておさめられないかとおっ

しゃられたのですが、木戸内大臣に連合国につけ込まれて天皇廃止まで持っていかれると諫められたので控えられた。

2回目が、東京裁判判決の言い渡し日。これは昭和23年11月12日に、ここで戦争責任のけじめをつけようと考えられたのでしょうか。しかし、占領政策の前途を危惧したマッカーサーが、吉田茂を通して反対したので見送られました。

最後は、昭和27年4月の対日講和条約の発効に際してのこと。ここで最後のけじめをつけたいと昭和天皇は願われたのですが、それは最初の退位の御希望のときには諫めた木戸が勧めたのですが、陛下もそういうお気持ちであられた。しかし、四圍の環境が許さず、結局陛下は退位を断念された。

もともと、ここでヒストリカルイフを言うべきではないかもしれませんが、もしもここで退位しておられたら、その後の日本はどうなっていたか。恐らく、昭和30年以降、「もはや戦後ではない」と言われてきましたが、その後の日本の歩みはどうなっていたでしょうか。

最後、「結語」として今まで申し上げてきたことを踏まえて言いたいことを少しばかり朗読して、これで私の陳述を終わらせていただきます。

既に傘寿を迎えられている天皇陛下が象徴天皇として御公務に万全を期したいという思いを強く持たれていることがメッセージから窺われ、深い感銘を受けたが、一方、国民の側からの天皇観もある。

平成という一つの元号の下で時代を陛下とともに歩んできたという国民の一体感が国の安定と調和を保ってきた。すなわち、同じ天皇陛下がいつまでもいらっしゃるという御存在の継続そのものが国民統合の要となっているのではないか。御公務をなされることだけが象徴を担保するものではないとあえて思量する次第です。

ゆえに、生前退位の制度、今では「譲位」という言葉を使うメディアも出てきましたが—生前退位の制度を導入するのではなく、皇室典範第16条を「精神若しくは身体の重患ないし重大な事故又は高齢により、国事に関する行為をみずからできないときは、摂政を置く」と改正することを私は提案申し上げたい。つまり、摂政を置くことによって、いわば御存在ということから来る天皇の象徴としてのありようを支えることになるのではないか。そういうことを私は提案いたします。このことは、生い立ちは違うけれども、同じように明治になって採用された一世一元の制、つまり、天皇御一代の間に元号を変えないということとも適合する。だから、昭和という、あるいは平成という元号は時間的な観点から見る国民統合に役立っているだろうと考えるからです。

最後に、本考は我が国が初めて迎えた高齢化社会、それを念頭に置かれた陛下がこのような「おことば」を発せられたことに鑑み、我が国が初めて迎えた高齢化社会と終身在位による象徴天皇制とを調和させることを目指す試案である。そういうことでございます。○ありがとうございました。

それでは、意見交換を行いたいと思います。ただいまの説明についての御質問、御意見

などがあればお願いをいたします。

どうぞ。

○今上陛下、「おことば」から見ますと摂政という制度をお嫌いになっておられるようで、摂政ではなくて臨時代行ですとやるということは無理なのですか。

○その点も申し上げようと思ったのですが、現行の皇室典範において、16条で「天皇が成年に達しないとき」と「精神若しくは身体の重患又は重大な事故により」という、摂政設置要件のところに「高齢」を加えようとする趣旨ですが、もう一つの立法策としては、「国事行為の臨時代行に関する法律」の第2条で、「天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故」というところに「高齢」という文言を入れるのであれば、私もそれは一つの立法策だと思います。そのときは国事行為の「臨時」という文言を削除し、「国事行為の代行に関する法律」というようにして、今、言ったように、「高齢」を追加することですね。

○もう一つ。三笠宮殿下が100までお生きになった。これからの長寿社会において、たとえ幾つになったとしても、存在することが大事なのでしょうか。

○そうです。天皇の終身在位ということが明治の初めに皇位継承の原則として採用されて、今日まで来ました。これは過去の長い歴史を反省してそのような弊害をなくすために採用したわけです。そして、それが昭和の皇室典範にも採用されているという経緯を考えますと、「国事行為の臨時代行」は摂政を置く場合よりも範囲が広がります。そこで今、言ったように、「臨時」という文言を外して、そう規定すれば、天皇は我々が仰ぎ見る御存在としての地位には変わらないけれども、「代行」という制度に「高齢」を加えることによって、可能だと思います。どちらにしろということは、私はそこまでは詰めてはいません。これは政府や国会にお任せしたほうがいいのではないかと考えております。

○ほかにいかがでしょう。

○存在するところに意義があるという受動的機能というご説明いただき、なるほど、そういう機能があるということがよくわかりました。結語のところで、メッセージがうかがわれ、深い感銘を受けたが、一方、国民の側からの天皇観もあるというようにお書きになっていらっしゃるのですが、今このメッセージが発せられて、きっかけといいますか、この有識者会議があるのですが、国民がどういう天皇観を持っているかということだと思っております。今の今上天皇は、大変多くの公的行為をこなされ、国民のためにいろいろやってくださっていて、それが象徴としての役割を果たしていらっしゃると思っております。国民もそうかと、それでそれに対して譲位といいますか、生前退位という可能性はどうかという、国民が今そういう思いに世論調査等もなっているのですが、それについていかがお考えでしょうか。

○確かに各種世論調査を見ておれば、陛下も御高齢になっていらっしゃる。ここでお楽になされたらいいのではないかと恐らく国民感情としてはそうだと思います。ただ、問題は、これは学校教育やメディアの姿勢もありますが、では、なぜそうした終身在位ということが明治になって定められたか。そのこと自体、ほとんど学校の教育でも教えられていない

し、メディアもそのことについて私の知る限りでは説明しているものはあまりない。

ですから、国民の世論あるいは心情という点を言えば、確かに世論調査では8割以上に達しているかもしれませんが、果たしてそのような一種の空気と申しますか、山本七平さん流の空気のようなものでこういう重要な事案を判断してよろしいのか。私は昔からマスメディアに対してはそういう目で冷やかに見てきたところもあるかもしれません。もちろん、陛下はお疲れになっていらっしゃる、お年だからお楽にしてあげたいという心情は私も共感しております。なおかつ陛下が御公務に対して万全を期したいという責任感を持っておられる。そのことに対しても国民もそうだし、私もそう思います。ただ、この明治のときに定められた原則を無条件に墨守せよというわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、高尾亮一さんにいたしましても、あるいは政府のこれまでの立場といたしましても、生前退位については、常に消極的でありました。この点を改めて強調しておきたい。

要するに、明治の皇室典範と昭和の皇室典範にそのまま継承された皇位継承に関する原則は、生前退位を認めないことと女帝を認めないこと、この二つなのです。これについてはGHQからもいろいろな意見は出されたけれども、最終的には女帝の時代においてはということがあったか。過去の事例を申し上げるとか、生前退位についてはどのようなことが起こり得たかということの説明したら、この部分は割合簡単にパスしたのです。ですから、今のメディアとか学校教育で皇室のことをきちんと教えていないということは今さらここで繰り返しても仕方はありませんが、そういう「空気」のようなものでこの問題を判断してよろしいのかどうかという大きな疑念が私の根底にあります。

○ほかにいかがでしょうか。

○恐れ入ります。先生、ありがとうございました。

今の存在、いらしてくださること自体がもう大変大きな意義なのだ。とてもよくわかりますし、同時に、お疲れだからゆっくりお休みいただきたいという願いも両方すごくよくわかるのですけれども、そうすると、例えば先代の昭和天皇の御不例の折などは、お体の状況などがお熱だとか脈拍だとか、刻々と発表されたり、お話にあったメディアとの関係というのもあると思うのですけれども、人道的な側面ですね。少しは人間らしくのんびり過ごしていただきたい。そういう御意見との兼ね合いというのはどのように解釈されますか。

○大変難しい、同時にまた一つの本質的な問題になるだろうと思います。そうやってきますと、天皇制度というもの自体を一体どう考えていけばよいのか。今の憲法でも天皇制度が採用されている。一方、基本的人権の保障もあるという中で、婚姻の自由だとか職業選択の自由だとか、いろいろな形の権利が国民に保障されるものが、天皇及び皇族に対してだけは例外的に制限されています。つまり、そういう話になってきますと、天皇制度そのものをどうするかというような議論にまでさかのぼらざるを得ない。現憲法が君主制の一種を採用しているということであるならば、そのこと自体が既に基本的人権の埒外である。

つまり、天皇という制度を置いているのであれば、共和制と違って、それは国家の基本形態として埒外、つまり例外が最初から根本にあるのだ。その中でのことだったら、その例外の中での派生的な一つのこととして処理できるのではないか。

もし、ここで天皇制度を今の象徴天皇制、そのものを一から見直すというような議論になってくれば、それはそれでまた議論の場があるでしょうが、現憲法を前提にしている限りにおいては、憲法14条にいう「法の下での平等」に基づく基本的人権の保障は天皇制度と共存するものであるべきだと考えます。天皇の規定が憲法の首章に掲げられている所以でもあります。

○それでは、時間がまいりましたので、これで大原様からのヒアリングを終了いたします。

大原様、どうもありがとうございました。

(6) 所功 京都産業大学名誉教授

○それでは、これで今日の5人目の方から御意見を伺いたいと思います。5人目の方は京都産業大学名誉教授、所功様でいらっしゃいます。

それでは、資料1の八つの意見聴取項目について20分程度御意見を陳述していただいた上で、10分程度の意見交換を行いたいと思います。皆様、時間厳守に御協力を願います。

それでは、所様、よろしく願いいたします。

○皆様、大変お疲れのところを失礼いたします。よろしく願いいたします。

御紹介いただきました所功でございます。

私は、学生時代から日本の歴史学を専攻いたしまして、法制史、とりわけ宮廷儀式の制度と文化の研究に取り組んでまいりました。そこで、本日は、そのような立場から管見を申し上げたいと存じます。時間の制約がございますので、別紙にA4サイズのレジюме2枚と参考図表2枚を用意いたしました。それをご覧になりながらお聞き取り願います。

先般、こちらの皇室典範改正準備室から本日ヒアリングされる内容を8項目お知らせいただきましたので、なるべくそれに沿って申し述べます。けれども、その前に、私の基本的認識と具体的な提案を申し上げます。それはレジюмеの冒頭に記しました次のとおりです。

「今上陛下が平成22年7月頃から、象徴世襲天皇制度の役割を末永く継承するため、高齢化のみを理由に決心された高齢譲位の問題提起を真摯に受けとめる。その御意向に沿った現実的な法整備のため、単行の特別法を迅速に制定して、もし時間的に可能ならば皇室典範の第4条などを改正して、その実現に必要な関連事項の検討も早急に進めていただきたい。」

この有識者会議が開かれました直接の契機は、今上陛下の御意思が8月8日に「おことば」として公表されたことにあります。しかも、その前後の情報、7月13日のNHK特別ニュースと「文藝春秋」10月号などを総合しますと、陛下の御意向は明白であると思われま

すなわち、陛下は既に6年前の76歳ころから、現行の憲法下で天皇の地位にある者は象徴の役割を自ら果たす責任があり、それを高齢化に従って果たせなくなる心配があるので、次の後継者と決まっている皇太子殿下へ譲ることによって、その地位と役割を末永く継承できるようにしたい、という御決心と御希望を示されたことが、今でははっきりしております。

ただ、現行の皇室典範には譲位の規定がありませんので、関係者も対応に苦慮されてきたのかと思われます。しかし、間もなく満83歳になられる陛下は、御高齢の進行を予見されて、まだ元気なうちに皇位を譲ること、つまり「高齢譲位」の道を開いてほしい、と念願しておられるのでありますから、政府も国民もその問題提起を真摯に受けとめて、その御意向に沿った現実的な法整備に努めなければならないと思います。

そのためには、いろいろな方法もあり得ますが、今上陛下の御年齢と御健康を考えれば、可能な限り迅速な対応を必要としております。そこで、当面、まず単行の特別法を制定するほかないのではないかと思います。もちろん、時間的に可能でしたら、将来にも通用する要件を整えて、皇室典範の第4条などを改正するほうが望ましいことは申すまでもありません。

ただ、高齢譲位はほとんど前例のないことでありますから、単に特別法を制定するだけでなく、御譲位の儀式とか御譲位後の待遇など、関連事項についても十分に検討し、順調な実現を可能にさせていただきたいと念じております。

以上が私の認識であり、提言であります。これ以下、このように考える所以を、お尋ねいただいた8項目に即して簡潔に申し述べます。

まず第1は、「日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか」というお尋ねであります。これは法制史の観点から申しますと、日本国憲法の原案はGHQにより提示されたものでありますけれども、その枠組みとして、憲法の顔とも言うべき第1章は、明治憲法と同じく「天皇」であり、第3章の一般国民と区別して、その身分と役割などを規定しております。

その内容は、明治憲法と著しく異なるように見えますけれども、新憲法案の起草原則を示したGHQ最高司令官マッカーサー自身、「天皇は国家の元首であり、その地位は世襲である。Emperor is at the head of the State. His succession is dynastic.」ということをお認めしております。したがって、象徴天皇とは、日本国を代表する元首の立場にあり、日本国民の統合を象徴する役割を担う存在だ、と解釈してよいと思われれます。

しかも、留意すべきことは、「象徴」と言っても国旗のようなモノではなくて、意思のあるヒトだということでもあります。そのヒトは、私どものような一般国民と異なりまして、ヤマト朝廷以来、およそ2000年も続く皇統を世襲する格別な身分にあることを自覚され、また国家と国民統合のために尽くす責任感と理想像を持っておられる至高の尊い人格であり、それを常に目指しておられると見られます。

こう考えてよいとすれば、象徴天皇の役割は、憲法でその地位を基礎づけている日本国民の総意に応えられるよう、国家と国民統合のため、自ら可能な限り積極的に「お務め」を果たされることだと思われます。

次いで、②は「天皇の国事行為あるいは公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか」というお尋ねであります。これは御公務をどの範囲でどのようなものとみなすかにより変わってまいりますから、天皇の行為を類別してみますと、次の四つに分けられると思います。

一つ目は、憲法に定められる「国事行為」。二つ目は、象徴にふさわしい「公的行為」。三つ目は、皇室に伝えられる「祭祀行為」。四つ目は、個人的に励まれる「私的行為」であります。

このうち、有識者会議で表看板とされた「天皇の公務の負担軽減」というのは、主に「公的行為」をどのように考えて、どうしたらよいかでありましょう。確かに昭和の御代と比べれば、平成に入ってから「公的行為」が著しく増えていると見られます。

したがって、次の御代を迎えるまでに、宮内庁で「公的行為」に関する昭和と平成の実例を総点検され、新しい基準を設けてからスタートしてほしいと存じます。また、「国事行為」は憲法上の公的権威者として、さらに「祭祀行為」も皇室の伝統継承者として、ともに重要な役割でありますから、新天皇も基本的に引き継がれなければなりません。ただ、それらの具体的な実行の仕方には、新しい工夫もなされたらよいと思われます。

次に、③・④・⑤はまとめて「天皇が御高齢になられた場合、御負担を軽くする方法として何が考えられるか」というお尋ねと存じます。しかしながら、8月の「おことば」などを拝聴しますと、象徴天皇の今上陛下は、前に挙げた「国事行為」も「公的行為」も「祭祀行為」も全て可能な限り公平に自ら全身全霊で実行してこられました。その負担を軽くしてほしいなどということは、一言もおっしゃっておりません。

とはいえ、将来のために私見を申し上げますならば、いかなることであれ、予測しがたい事態を発生するかもしれないことも想定しますと、今上陛下のように御長寿を保たれ御公務に精励されることが、いつも可能だとは限りません。とすれば、現行の「摂政」制度は必要であり、また「国事行為の臨時代行」制度も有効だと思われます。

また、今上陛下は強い御使命感から、御公務の全面委任も漸次縮小も無理だと仰せられますが、次の御代からは、その実行方法を工夫することによって、相当に軽減することも可能だろうと考えられます。特に「公的行為」は新しい基準を設定して、例えば恒例の三大行幸や国家的・国際的な儀式・行事等へのお出まし以外は、ほかの成年皇族が可能な限り分担することを検討されたらよいと存じます。ただ、その場合でも、現に皇位を担っておられる天皇陛下の御意向を尊重しながら進められることが、何より肝要だと思われます。

さて、後半の⑥は、「天皇が御高齢となられた場合、天皇が退位することについてどのように考えるか」というお尋ねであります。この点、私の結論を先に申しますと、今上陛下が高齢による譲位を決心され希望しておられることは明白であること、また、それが現実的に必要であり、しかも有効だと判断されることから、「高齢譲位」を積極的に支持いたします。

その理由は、まず日本の史上、退位ないし譲位の実例が多々ございます。飛鳥時代から江戸時代までは、むしろそれが一般的でありました。別表「生前退位の天皇一覧」を御参照下さい。しかし、明治の皇室典範は、井上毅らの作成した草案に、終身在位を原則としながら、譲位も容認する但し書きをつけていたのですが、総理大臣の伊藤博文が、退位による過去の弊害を強調し、削除させてしまいました。また、戦後の新皇室典範も、旧典範の原則を引き継いで、第4条に終身在位を規定しました。その際、担当大臣の金森徳次郎氏は、終身在位こそ「国民の信念」だと答弁して、成立を急いだ経緯が、当時の議事録から読み取れます。

しかしながら、明治の中ごろはもちろん、終戦直後の70年前でも、現在のような超高齢化社会の到来を予想することは、ほとんど不可能だったかと思われまます。けれども、今や日本人の平均寿命は男女とも80歳以上となり、間もなく天皇陛下は83歳の御高齢になられます。そしてさらに、約20年後、103歳で依然終身在位ならば、皇嗣の皇太子殿下は76歳になられますが、後継の秋篠宮殿下は71歳でも依然宮家皇族の一員にすぎません。

これでは、現行憲法に定められる「象徴世襲天皇制度」は順調に維持することが難しくなります。前述のとおり、天皇は世襲の身分と象徴の役割を代々継承される至高の存在でありますから、「国事行為」も「公的行為」も「祭祀行為」も自ら担当できる体力・気力・能力を有する皇嗣、つまり皇位の継承者が確実におられなければ、安定的に続くはずがありません。

そこで、いわゆる「生前退位」ならどうか、と言われております。けれども、私はこのような表現はよろしくないと思存します。一般的な「生前退位」であれば、かつてあったような弊害も心配されます。しかしながら、陛下が提示しておられますのは、御自身の高齢化を理由とする個別的な「高齢譲位」でありますから、余計なことを心配する必要がありません。むしろ、それによって天皇の地位と象徴の役割を次の世代に譲り渡し、代々継承していける可能性を開くことができるだろうと見られます。

このような「高齢譲位」が実現しますと、これまた勝手な推測でございますけれども、仮に今上陛下が満30年在位されまして、平成31年、2019年初めの1月7日直後ごろ譲位されるとすれば、現皇太子殿下は同じく30年ほど、2049年ころまで在位可能になるかと思込まれます。

次いで⑦は、「天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか」というお尋ねであります。この問題を考えるに当たり想起すべきは、70年前、

昭和21年12月の帝国議会で皇室典範案の審議中、貴族院議員の佐々木惣一京大名誉教授が次のように提言しておられることとあります。

「天皇が…国家的見地から、自分はこの地位を去ることかよいとお考えになる…ならば、一定の機関、国会も、それが国家のためになるかどうかということ判断し、…双方合致したならば、退位せらるるという…構想は…公正なる立場でできる。」

この指摘を現在に当てはめてみますと、今上陛下は「象徴天皇の務めが、常に途切れることなく安定的に続いていくことを、ひとえに念じ」ておられます。そして、まさに「国家的見地」から、「自分はこの地位を去ることがよいとお考え」になって譲位を決心し、希望しておられるわけとあります。したがって、それを可能とする法の整備に国会が合意するならば、退位は公正にできるはずとあります。

実は、退位もしくは譲位が必要になったならば、「単行の特別法を制定して、これに対処すればよい」という考えを、既に50年以上前に提示された方がおられます。しかも、それは新皇室典範を立案する臨時法制調査会の幹事を務めた宮内省の文書課長、後の宮内庁宮繕部長の高尾亮一氏でありまして、昭和37年、1962年、内閣の憲法調査会に提出された「皇室典範の制定過程」と題する報告書の中で、はっきり述べておられます。

これも現在に当てはめてみますならば、今や70年前には「予想すべからざる事由」として、超高齢化という状況で「退位が必要とされる事態」に直面したことを、陛下御自身が告白されているのでありますから、このような場合には、「単行の特別法を制定すればよい」ということになります。

それゆえ私も、当面は今上陛下の「高齢譲位」を可能とする特別法を迅速に成立させるほかないと思います。ただ、将来的には、皇室典範を改正して、従来どおりの終身在位の道と今回のように正当な理由の明白な譲位の道とを可能にするため、次のように条文を改めたらよいのではないかと考えております。

つまり、第4条に「天皇が崩じたとき」とありますのを続ける一方、その後、「又は皇室会議の議により退いたときは」とつけ加え、両方を承けて、「皇嗣が、直ちに即位する」という修正案であります。

ここで、「皇室会議の議により」という条件を入れましたのは、現行の皇室典範第3条に、「皇嗣」の変更も「皇室会議の議により」と定められております。したがって、それと並んで重い譲位の問題は、皇族2名と三権代表8名の10名の議員から成る皇室会議で厳密に審査し決定するようにしておくことが、必要であり妥当だと考えられるからであります。

最後に⑧は、「天皇が退位できるようにする場合、その御身位や御活動をどのようにどうあるべきと考えるべきか」というお尋ねであります。この点は、近現代の実例がありません。けれども、前近代には幾多の先例があります。したがって、それを参考にしながら、現代にふさわしいあり方を検討すればよいと思われれます。

古来の例では、譲位に際して儀式が行われています。それを踏まえて、今後の形を考えるとみますと、まず、その段階でお元気な天皇陛下から譲位の「おことば」を述べられる。ついで、皇位の継承に不可欠な剣璽、宝剣と神璽を、皇嗣の皇太子殿下に直接お渡しになる。さらに、それで踐祚されたことになる新天皇から前天皇に尊号を奉られる、という三つの要素を実行されることになろうかと思われます。同時に政府が新しい元号を制定し、公表します。

この尊号とは、譲位後の称号です。7世紀の終わりごろ、文武天皇に皇位を譲られた祖母の持統女帝が、初めて「太上天皇」と称され、それが701年の大宝律令に明文化されています。したがって、今後も正式には太上天皇、ないし通称の「上皇」とされるのでありましよう。

また、皇后陛下は現行典範により「皇太后」と称されることとなります。その皇太后の敬称は「陛下」でありますから、上皇の敬称も「陛下」以外にはありえません。

その身分と序列は、即位される新天皇が最上位ですから、内廷皇族、天皇の御家族であります。もちろん高齢ゆえに譲位されるのでありますから、再び皇位を継承したり摂政に就任する資格はあり得ません。また、宮中の行事、例えば新年の歌会始や講書始などに出られる序列は、天皇・皇后、その次に上皇・皇太后という並び方になるかと思われます。

次いで、より現実的なことは、譲位後の御所であります。これは新天皇の両親であられる内廷皇族の上皇・皇太后が生活されるにふさわしいお住まいでなければなりません。江戸時代までは、天皇の内裏近くに上皇用の「仙洞御所」が用意されておりました。そのような御所を譲位されるまでに、しっかり準備していただきたいと存じます。

ただ、今上陛下は既に4年前、御自身の喪礼について、なるべく国民に負担をかけないように、可能な限り簡素化することを要望されました。したがって、譲位後の御所についても、費用の節約を求められるかと思われますが、この点は、外国王室における前国王・前女王のお住まいなども参考にしながら、遜色のないものにしていただきたいと存じます。

それは譲位後の御活動とも関係することであります。今上陛下は、高齢ゆえに象徴天皇としての役割を全て皇太子殿下に譲渡されるのですから、新天皇のお務めである前述の(1)(2)(3)に直接関与されるはずがありません。おそらく(2)の一部に臨席されるかもしれませんが、大部分(4)の「私的行為」であろうと見られます。

しかし、その「私的行為」も、それぞれかなり大きな意味を持っております。例えばハゼなどの御研究は、国際的にも高く評価されております。また、御趣味のチェロなども芸術文化の奨励に貢献しておられます。したがって、このようなことが上皇御所でも十分おできになるようにする必要があります。さらに、御在位中は自由になさることが難しかった私的な御旅行や御所への御招待なども、可能な限り実行されて、皇后陛下とともに、心安らかな余生を送っていただきたいと念願しております。

以上で口述を終わらせていただきます。失礼いたしました。

○ありがとうございました。

それでは、ただいまから意見交換を行います。御質問、御意見などがあればよろしくお願いをいたします。

○先生、どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

先生の資料の1ページ目のところの下のほうでございますけれども、今上陛下の御意思は上記(1)(2)(3)、すなわち憲法に定められた国事行為、象徴にふさわしい公的行為、皇室に伝えられる祭祀行為を可能な限り自ら公平に全力で実行されること。そして、それが高齢で実行できなくなった場合には譲位をされて、その後継の天皇にそのことをやっていただきたいという御意思というようにお考えかと思うのですが、そういたしますと、所先生のお考えでは、国事行為は決まっているわけですが、特に(2)の象徴にふさわしい公的行為というものについては、今上の陛下がお考えのようなものをこれから代々の天皇がやはりそのとおりやられていられるべきだというように考えられておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

○ありがとうございます。私は日本史の研究者でありますから、歴代全天皇の御事蹟を「実録」などで一通り見ておりますが、お一人お一人いわば個性があります。当然、今上陛下は現在のようなあり方をされてきましたが、これからの方々がどうされるかは、それぞれ異なるはずで、天皇はモノ、物体でなくヒト、人格ですから、それぞれ意思も理想も持っておられます。今の陛下がお考えの意思と理想と次の方のものは、もちろん世襲の伝統継承者としての根本は変わりませんが、具体的な在り方は必ずしも一致しなくていいと思われま。問題は、象徴天皇としての役割をどう考えられ、どのように果たしていかれるのか、その御自覚に基づいて、それぞれ体現していかれるだろうと思います。

○どうぞ。

○大変ありがとうございました。非常に明快に整理していただいたと思います。

特に②の天皇の行為の分類というところで(1)(2)(3)(4)とございまして、特に(2)について、今のお話との関連だったと思いますが、要するに天皇のやるべき御公務というのは定量的なものではなくて、それぞれの天皇陛下の御意思もあるでしょうし、環境との関係で変化し得るところであると思います。

2ページ目のところで高齢譲位というように呼んだほうがよいということですが、確かに、生前退位という言い方は一般的ですので、高齢譲位のほうが非常に特定されているイメージはあるのですが、そこで御趣旨は、今回の今上天皇についての単行特別法というお話でございますが、将来的には皇室典範というか、そのあたりも視野に入れていらっしゃるのですが、その高齢譲位を一般的にという御趣旨でしょうか。つまり、それぞれの天皇によって今の公務の考え方も違いますし、あるいは健康状態とか高齢であってもまだまだこなせるとかいろいろあると思いますが、そのあたりの御意見をお願いします。

○ありがとうございます。私は何事も歴史的に考え、将来についてもいろいろな事態を想定します。明治の典範以降、終身在位しかできないことになっています。けれども、それ

以前の歴史を参考にして、譲位も可能だとすることに意味があると思います。

とりわけ、今回は御高齢を唯一の理由として譲位の意思を表明されたのですから、過去にあったような譲位に伴ういろいろな弊害というものは一切ありえません。そういう意味で、今回は一般的な「生前退位」でなく、個別的な「高齢譲位」を実現するというのが大事なのです。将来は同じように高齢の場合もありえますが、それ以外いろいろな事態もあると思われます。そういう一つ一つの事態にどう対応するかを真剣に検討していく必要があります。

そうしますと、制度設計としては終身在位という従来のあり方と、もう一つ、退位もできるという道をつくっておく。その場合、今、先生がおっしゃいますように、いろいろなケースが考えられますから、それをその時その時にきちんと審査し、判断する場として「皇室会議」が有効に機能するようなルールを作っておきますなら、いろいろなケースをそこで受けとめ得ると思います。

もちろん、それは皇室会議だけで決められることではないかもしれません。しかし、皇室に関しても、いつどういことが起きるかわからない。そういう事態に備えて、常設の皇室会議がそれを受けとめる。皇族2名と三権代表8名から成る最高の合議機関が常設されていますから、そこに諮れば、それが正当かどうかを判断することができます。つまり、法的な制度設計としては終身在位プラスいわゆる生前退位も可能だとして、その具体的なあり方は皇室会議できちんと精査できるようにしておけばよいと思っております。

○では、どうぞ。

○1ページ目の一番最後の(3)(4)(5)とあるところ、ここの中に「口、法的には」というところに※印がございまして、典範第17条にある摂政就任の有資格者について、皇太子とその順序ですね。親王・王に次いで皇后・皇太后、内親王・女王という。男女の順番と序列をわざわざ何故に紹介されたのですか。

○現在の摂政制度は、男性皇族、皇太子・親王・王だけでなく、女性皇族、皇后・皇太后・内親王・女王も就任可能になっております。

○そうですね。あえてここに典範規定をわざわざ入れられたのが※印の部分であり、御意図がよくわからなかったのです。

○説明を省きましたけれども、最近の皇室で心配な課題は、皇室を担う方の絶対数が少なくなっていることです。従来は皇位を継承し公務を分担できる皇族が多く健在でありましたし、今のところそれは何とか可能です。しかし、近い将来、皇族女子が次々に一般男子と結婚されたら、皇族でなくなる。そうなりますと、ごく僅かの方方で役割を担われるほかありません。その場合、天皇の代行役として置かれる摂政には、女性皇族も就任できる規定があるのですから、そのことも考慮して、皇族を末永く確保してほしいと思います。

○その点の確認をむしろされようということであえてこれを強調されたわけですね。

○今回は、あえてその問題に踏み込みません。けれども、将来に備えて、こういうことを考慮に入れて真剣に検討する必要が今の皇室にはあると痛感しております。

○わかりました。

○ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○先生、ありがとうございます。

今、いろいろな論がございまして、譲位を認めることによってそれが前例となったりいろいろなケースがあって、皇統の継続にもしかしたら危惧があるような事態を生じるかもしれないという説もあるようなのですが、この点についてのお考えはいかがでしょう。

○およそ125代と北朝5代の皇位継承は、大半が危い綱渡りだったと思います。一つ一つ、いろいろな事情がありまして、この先どうなるかということも少なくありませんでしたが、その時々の人々のさまざまな知恵と努力で何とかつないでこられました。したがって、皇統の継続ということも、これで万全だとか安心だということはありません。

だからこそ、明治以来、皇室典範をつくって、がっちり制度を固めたのですが、制度というのは人を縛りますから、拘束の強過ぎるところがあり、それを担う方々が動けなくなってしまっているということだと思います。

そういう意味で、今回の「高齢譲位」を可能にすることは、リスクを伴うかもしれませんが、これによって新しい可能性が開かれることになります。今の陛下が百歳以上の長寿を保たれ、ずっと終身在位されたら、それにつれて、次の方々も高齢化してしまわれる。そういう推移をしっかりと検討されて、今、自ら身を引くことが、次の方、その次の次の方のためによからう、ということを考えて決心されたのだと思われます。それを拝聴して、なるほど世代継承というのはそういうことまで考えなければならないことを、私どもに教えていただいたような気がします。

ですから、今回は陛下のお考えを尊重して、未来を開くために「高齢譲位」を可能にする法の整備を迅速に進めていただきたい、と強く念願しております。

○時間がまいりました。これで所様からのヒアリングを終了いたします。

所様、どうもありがとうございました。

(7) 次回日程

○それでは、皆様、長時間にわたり御協力、ありがとうございました。次回は11月14日、15時30分より、第2回目の有識者ヒアリングを実施したいと思います。

これをもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。